

( 様 式 )

## 産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）構想等調書

### 1. 応募者

・機 関 名 称：国立大学法人群馬大学（代表応募機関）、国立大学法人茨城大学、  
国立大学法人宇都宮大学、国立大学法人埼玉大学

・機関の長（職・氏名）：国立大学法人群馬大学長 鈴木 守

国立大学法人茨城大学長 菊 池 龍三郎

国立大学法人宇都宮大学長 菅 野 長右エ門

国立大学法人埼玉大学長 田 隅 三 生

・事業実施組織名称：首都圏北部4大学連合（4U：フォー・ユー）  
国立大学法人群馬大学研究・産学連携戦略推進機構  
国立大学法人茨城大学産学官連携推進機構  
国立大学法人宇都宮大学産学官連携・知的財産本部  
国立大学法人埼玉大学総合研究機構

・調書責任者

所 属：国立大学法人群馬大学研究・産学連携戦略推進機構

役 職・氏 名：研究・知的財産戦略本部 副本部長 須齋 嵩

電 話 番 号：0277-30-1181

F A X 番 号：0277-30-1192

E - m a i l：susai@eng.gunma-u.ac.jp

### 2. 事業計画の審査区分

審査区分	①国際	②特色				③基盤
		特定分野	事業化	地域	大学等間連携	
				○	○	

### 3. これまでの主な取組と現況

#### ①知的財産の創出・管理・活用の体制整備

○文部科学省大学知的財産整備事業に群馬大学が中心となり埼玉大学と共同で提案し、採択された。それらを踏まえて、平成15年10月に両大学で知的財産に関する統括部門として、研究・知的財産戦略本部を発足させた。

以降、両大学内に知的財産の創出・管理に関わる体制の整備が開始され、産学官連携ポリシー、知的財産ポリシー、職務発明等規則、特許に関わる共同出願契約書等の制定、整備を両大学が緊密な連携を語りながら構築をしてきた。整備事業によって、産学連携・知的財産に関する連携のモデルが構築された。

○平成16年4月、国立大学は法人化に伴い、知的財産の権利の帰属を従来の個人帰属から、原則として大学に承継することにした。

研究・知的財産戦略本部の発足後は、学内の特許出願件数は順調に増加を続け、年間の発明届出は約100件になるほど活況を呈するようになった。

○研究戦略と知的財産戦略は、車の両輪であるという認識の基に本部内に研究戦略室と知的財産戦略室を設置した。研究戦略室(埼玉大学は研究推進室)は学内研究の重点指針、研究プロジェクト発足、研究環境の整備等に注力する。知的財産戦略室(埼玉大学分室は知的財産部)は、学内の知的財産の啓発、創出、管理、活用を行ってきた。両大学で技術移転マネジメント・グループを設け、研究成果の技術移転活動に尽力した。なお知的財産戦略室の構成員には、産業界で知的財産・技術開発・技術管理等を担当していた高度で経験豊富な管理職人材を採用した。

○技術移転を積極的に行うために、平成19年12月1日、研究・知的財産戦略本部に群馬大学TLOを設置した。さらに、平成19年12月18日、文部科学省、経済産業省からTLO設置の承認を受けた。

内部TLOの設置を機に、産学連携と研究知的財産活動の一層の進展と一元化を図るために、研究・産学連携戦略推進機構に統合した。

○知的財産に関する学内外の啓発、教育を行ってきたが、医学部学生にも実施した。また、地域の中小企業の知的財産に関する啓発を目的に

自治体と群馬県知的財産推進会議を開催した。  
○両大学は特許事務所の弁理士9名を客員教授に招請してきた。国内外の特許事務所(国内は9事務所、海外7事務所)と連携を図ってきた。  
○両大学の連携の経験を基に、4大学大学院連携協議会の中に産学連携・知的財産WGを設置した。また、相乗効果を発揮するために、新技術説明会等、首都圏北部4大学(群馬、埼玉、茨城、宇都宮大学)の連携を強化し、大学が軸となって首都圏北部産学官連携広域パートナーシップ宣言をした。

#### ②利益相反マネジメントの体制整備

利益相反マネジメントポリシー及び利益相反マネジメント規程を、平成17年11月24日、12月1日に制定し公表した。本学の役員・教職員等の利益相反を適切に管理し、社会への説明責任を果たすことで、本学及び役職員等の社会的信頼を確保することを啓発してきた。

#### ③秘密保持体制の整備

○研究者、教員が自由な研究を進めることを妨げないことを旨として、産学連携の課題を克服する。

○国内外の産学連携に関する規程・知的財産ポリシー等を整備し、論文発表の際、研究成果・未公開特許・ノウハウ・外部との契約内容等を遵守することを啓発している。

○海外企業等へ技術供与や試料の持ち出しを行う場合は、国の輸出許可を受ける等、外為法規制等の存在を大学の研究者に徹底させ、各国の税制、特に源泉課税率の変更等に注意をしている。

#### ④その他全般に産学連携関連の紛争への対応

○国内外での紛争処理の対応は、担当部門の処理で対応が不可能の時は提携している特許事務所の弁理士、訴訟等への対応は特許事務所の顧問弁護士を活用する体制の整備をした。

#### ⑤その他特筆すべき取組

○知的財産戦略室の機関誌(GRIIP)を毎年発刊している。特許情報集も発刊している。

○弁理士チャレンジ講座を行ってきたが、平成19年度には1名の弁理士を合格させた。

#### 4. 産学官連携戦略

##### ○「総括」

群馬大学は、「Think Globally Act Locally」の方針の基に、地域に根ざした教育、研究活動を行っている。研究・知的財産戦略本部は、金融機関や自治体との連携を深めて産学官連携のビジネスマッチング、研究会、セミナー等を行っている。これらを通じて地域産業の活性化、地域ブランドの創生、学生や企業技術者の教育、共同研究の実施、インターンシップによる有能な学生の育成等を行っている。

首都圏北部の大手企業5社と公的研究機関の電力中央研究所、産業総合研究所、原子力研究所の計8機関と産学連携大学院を設置した。また、大手企業5社、金融9機関と産学連携の締結を行い、地域企業へ経営、技術開発、海外進出等の支援活動を行っている。

平成17年度から、図4.1に示すように、群馬県内の産学連携の推進を目的に群馬産学官連携推進会議を開催している。国の研究・技術政策をリードする有識者の基調報告、地域の産学官連携推進に活躍しているメンバーのパネル討論会等を行って、地元企業、大学、自治体の高い認識をもたらしている。



図4.1 第3回群馬産学官連携推進会議内

##### ①「産学官連携戦略」に関すること。

大学から生まれた多くの研究成果は論文として社会に公表してきた。しかし、優れた研究成果を我が国の産業界や企業に生かすことが社会貢献として重要である。群馬大学は、多方面に亘った大学発信の産学官連携研究会を設置している。アナログ制御技術、メカトロニクス・ロボット技術の中核人材育成、留学生を対象にし

たアジア人材育成事業等や高度技術研修による高いレベルの研究者・技術者の育成等に積極的に参加している。企業が人材・施設・研究資金等で先進的な研究が不可能なテーマを先導することが大学の役割と考えるので、産学連携を通じて、その成果を技術移転する。

##### ②戦略達成のための「マネジメント」に関すること。

大学は先導的な研究成果を生みだし、活用される研究を提案することが重要である。しかも、地域に根ざしながら、当然国際的な競争力の向上・活動が必要である。大学は産学連携の成果を生み出す仕組み、人、資金等を構築して、教員・研究者へあらゆる面の研究環境を整えて、バックアップする必要がある。

しかし技術移転や共同研究のマッチング等を進展させるためには多くの人材・費用・情報発信が必要である。地域の主要な大学が連携して広域にて貢献することも、お互いの持っている能力を出すために規模の相乗効果を発揮することも必須である。すでに、首都圏北部地域にある茨城、宇都宮、群馬、埼玉大学は4大学大学院連携協議会を設置して、規模と研究能力の相乗効果を出すための展開を図っている。産学連携に関しても、お互いの競争の中からも、JST新技術説明会、新技術キャラバン隊等合同で進めている。

##### ③戦略達成のためにあるべき「体制」に関すること。

群馬大学は、基礎研究、応用研究、人材育成、知的財産の活用・移転事業まで、研究から社会貢献まで一気通貫が可能な研究・産学連携戦略推進機構に組織化した。4キャンパスに産学連携・知的財産に関する対応が可能なように組織の構築を図った。大学内部の産学連携の組織を基に、首都圏北部4大学の連携で相乗効果を発揮させる。

本事業の提案は、首都圏北部に位置する国立大学法人4大学が連合して取り組むものである。既に4大学大学院協議会の中に産学連携・知的財産分科会を設置し、協議を重ねてきた。4大学が中心となり運営協議会を設置して、4分科会の事業を展開して行くものである。

## 5. 事業計画

### ①「事業計画の特色」に関すること。

首都圏北部4大学は地域に根ざした社会貢献活動を進めている。平成18年度、群馬大学が主査を務めて茨城、栃木、群馬、埼玉県の4県の自治体、産業支援機関、企業と4大学が新技術移転、企業と幅広く産学連携を進展させるためのあるべき姿について検討した。4大学が首都圏北部広域の連携を進めることが地域の産業界や企業にとって有用であるとの方向で結論に至った。この中で新技術を移転するためには、大学内にTLO設立も必要であるとの議論もされた。

これらの経過を踏まえ、平成19年度、4大学が主体となり、4大学新技術説明キャラバン隊を結成して、各地で新技術移転の説明会を開始した。この活動は、4県の産業支援部門、機関、企業から大きな期待が寄せられ、平成20年3月に、首都圏北部産学官連携広域パートナーシップ宣言を宣言した。これらの成果を踏まえ、本産学官連携戦略展開事業に4大学連合で提案することになった。提案の基本方針は、

- i. 首都圏北部の広域に技術移転を促進させる

表5.1 分科会の活動内

分科会Ⅰ 知財人材の教育・啓発（宇都宮大学）	
i	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆知財財産に関する教育                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁理士チャレンジ講座</li> <li>・連携公私立大学への支援</li> <li>・地域企業へ知的財産教育</li> </ul> </li> <li>◆契約、法務</li> </ul>
分科会Ⅱ 研究シーズ創出（埼玉大学）	
ii	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆産学官連携研究会の創成、開催                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォトニック、自動車</li> <li>・医工農融合</li> <li>・アナログLSI</li> <li>・ものづくり技術</li> </ul> </li> </ul>
分科会Ⅲ 技術移転（群馬大学）	
iii	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新技術説明会（JST）の継続</li> <li>◆新技術キャラバン隊（4大学・4県）巡回</li> <li>◆研究シーズ集の発刊</li> </ul>
分科会Ⅳ 地域ブランド創出（茨城大学）	
iv	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆特色ある地域ブランドの創出支援、連携                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・産学官連携成功例</li> <li>・海外展開支援</li> </ul> </li> <li>◆技術支援ネットワークの構築</li> </ul>

ために、4大学が主軸となって4県自治体、産業支援機関、JSTや中小機構等と産学官連携の技術移転の運営協議会組織を構築する。

- ii. 次に、4大学が所有する「知」の移転と地域貢献を行うために、表5.1に示す4分科会を設置して、各大学が責任を輻輳して活動を進める。
- iii. 4大学が連携する公私立大学に対して、知的財産の整備、啓発、教育等の支援を行う。
- iv. 4県の自治体、商工会議所の産学連携を担当する職員に産学連携プロモータを委嘱して、強固な組織にしてゆく。

### ②特色ある活動を行うための「体制」に関すること。

- i. 本事業で4大学が地域に根ざした産学連携活動の一層の発展ができる仕組みを構築する。
- ii. 4大学連合運営組織とする。運営協議会等の体制は群馬大学が事務局の責任者となり、4大学で運営する。事務局は、4県自治体、産業支援機関、JST茨城・JST新潟、中小企業基盤整備機構と技術移転・産学連携組織を意識した有識者会議を設置して、広域組織の運営の支援を促す。さらに、各大学が連携する公私立大学に積極的に参加を促し、分科会活動にも参画要請をする。

iii. 4大学は、相互に4分科会の運営責任を持って活動を進める。

- iv. 首都圏4県・4大学間を横断的に活動推進する産学官連携コーディネータを各大学におく。

### ③特色ある優れた産学官連携活動についての事業期間終了後の「将来像」に関すること。

- i. 本戦略展開事業を受けることで、大学の「知」の発信型の首都圏北部4県の産学連携、技術移転組織の運営拠点が設置でき、4県の産業政策部門、産業支援機関、公設試験場やJST、中小企業基盤整備機構と連携して、技術移転協議会組織を運営する。また、産業クラスターを進めている関東経済産業局の持つ企業情報等の支援を得る。

ii. 本事業で構築された4分科会の成果を十分に生かしていく。特に、大学が創出した「知」を生かしながら地域企業の支援を重点化していく。

- iii. 4大学が連携する公私立大学の連携組織を充実させて、産学連携・知的財産活動の支援と相乗効果を高めて行く。

【応募機関名称：国立大学法人群馬大学】

6. 事業計画の年度別計画

〔事業内容〕

年 度	事業内容
平成20年度	<p>①目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・首都圏北部4大学が軸となって、4県（茨城、栃木、群馬、埼玉県）の産学官連携組織を構築する。首都圏北部産学官連携広域パートナーシップ宣言のフォローをする。</li> <li>・運営協議会の事務局が主体となって、本事業の運営内容の徹底と成果報告を行う。</li> </ul> <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長部門として、各分科会の活動の整合を行う。具体的な活動を実施する。群馬大学担当分科会【担当する分科会Ⅲ「技術移転」技術シーズの発信】</li> <li>・JSTの支援を得て、新技術説明会を実施（中小機構の支援、共催）</li> <li>・4大学の研究シーズの技術移転促進のために4大学キャラバン隊の説明会を実施する。</li> <li>・4大学研究シーズ集No2を発刊。</li> </ul>
平成21年度	<p>①目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各分科会の活動の推進</li> <li>・4大学が連携している公私立大学との連携組織を構築していく。</li> <li>・各県の自治体、支援機関の産学技術移転担当者にコーディネータを委嘱する。4大学の技術移転を促進する幅広い組織を構築する。</li> </ul> <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆群馬大学担当分科会【担当する分科会Ⅲ「技術移転」技術シーズの発信】</li> <li>・JSTと新技術説明会を実施。地元中小企業に新技術説明会（キャラバン隊）を実施する。</li> <li>・4大学、公私立大学の研究シーズ集No3を発刊。</li> </ul>
平成22年度	<p>①目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4県・4大学・公私立大学の連携組織の充実。4分科会の活動の促進と成果報告。</li> </ul> <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新技術説明会の実施。キャラバン隊で技術移転の促進。</li> <li>・国公立大学の研究シーズ集No4を発刊。</li> <li>・4県における産学技術移転コーディネータの機能向上のためのセミナー実施。</li> </ul>
平成23年度	<p>①目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4大学・公私立大学・4県連携組織の充実。4分科会の活動の促進と成果報告。</li> </ul> <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新技術説明会を実施。キャラバン隊と共同研究の成果報告会を実施する。</li> <li>・国公立大学の研究シーズ集No5を発刊。</li> <li>・関係機関のコーディネータ集の発刊。</li> </ul>
平成24年度	<p>①目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4大学・公私立大学の連携組織の充実。4分科会の活動の成果報告。</li> </ul> <p>②事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新技術説明会を実施。キャラバン隊と共同研究の成果報告会を実施する。</li> <li>・国公立大学の研究シーズ集No6を発刊。</li> <li>・関係機関のコーディネータ集の発刊。</li> <li>・4県関係機関の成果報告会の実施。</li> </ul>

【応募機関名称：国立大学法人群馬大学】

6. 事業計画の年度別計画

〔数値目標〕

①発明状況

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
発明届出件数	88件	92件	96件	100件	104件

②特許取得及び管理状況

特許権（国内）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
出願件数	56件	59件	62件	64件	67件
登録（権利化）件数	61件	17件	59件	36件	43件
保有件数	76件	93件	152件	188件	231件

③特許権（国内）のライセンス等収入

実施許諾・譲渡	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
件数	6件	9件	10件	14件	17件
件数（TLO経由）	0件	0件	0件	0件	0件
収入額	1,100千円	1,900千円	2,400千円	3,700千円	5,200千円
収入額（TLO経由）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円

④共同研究（国内）受入実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
受入件数	175件	180件	185件	190件	195件
受入額	245,000千円	252,000千円	259,000千円	266,000千円	273,000千円

⑤受託研究（国内）受入実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
受入件数	76件	78件	80件	82件	84件
受入額	308,000千円	316,000千円	324,000千円	332,000千円	340,000千円

⑥その他特色ある知的財産活動

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
群馬大学 重点分野別特許出 願数（図11.1参照）	出願件数の 30%	出願件数の 30%	出願件数の 30%	出願件数の 30%	出願件数の 30%
群馬大学 特許を基にした共 同研究金額	群馬大学の共 同研究金額の 18%	群馬大学の共 同研究金額の 20%	群馬大学の共 同研究金額の 25%	群馬大学の共 同研究金額の 30%	群馬大学の共 同研究金額の 30%

【応募機関名称：国立大学法人群馬大学】

7. 資金等計画

①総表

(単位：百万円)

		19年度(実績)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
大学等の総予算		45,918	41,082	37,059	36,485	36,931	37,404
産学官連携戦略全体金額		127	144	154	156	158	159
産学官連携経費割合		0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%
事業計画分		28	15	17	17	17	17
補助・支援事業		27	51	51	51	51	21
大学等技術移転促進費補助金		1	30	30	30	30	0
特許出願支援制度		26	21	21	21	21	21
自己負担分 (財源)	間接経費等	42	48	55	56	57	87
	実施料等収入	3	1	2	3	4	5
	その他	27	29	29	29	29	29
	計	72	78	86	88	90	121
	(うち国内出願等経費)	14	12	13	14	14	15
	(うち外国出願等経費)	21	21	21	21	21	21
	負担割合	56.7%	54.2%	55.8%	56.4%	57.0%	76.1%

②その他(産学官連携人材の派遣・配置)

(単位：人)

	19年度(実績)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1. 文部科学省産学官連携 コーディネーター	1	1	1	1	1	1
2. 特許流通アドバイザー	0	1	1	1	1	0

【応募機関名称：国立大学法人群馬大学】

7. 資金等計画

③ 20年度事業計画の経費内訳

(単位：千円)

平成20年度（7月から翌年3月まで。）			
費目	種別	委託費の額	備考（消費税対象額を記載）
人件費	業務担当職員	4,900	
	補助者	2,800	
	社会保険料等事業主負担分	1,070	
	諸謝金	40	
	計	8,810	(8,630)
業務実施費	消耗品費	500	
	国内旅費	500	
	印刷製本費	3,500	
	消費税相当額	432	
	計	4,932	
一般管理費		1,374	
合計		15,116	

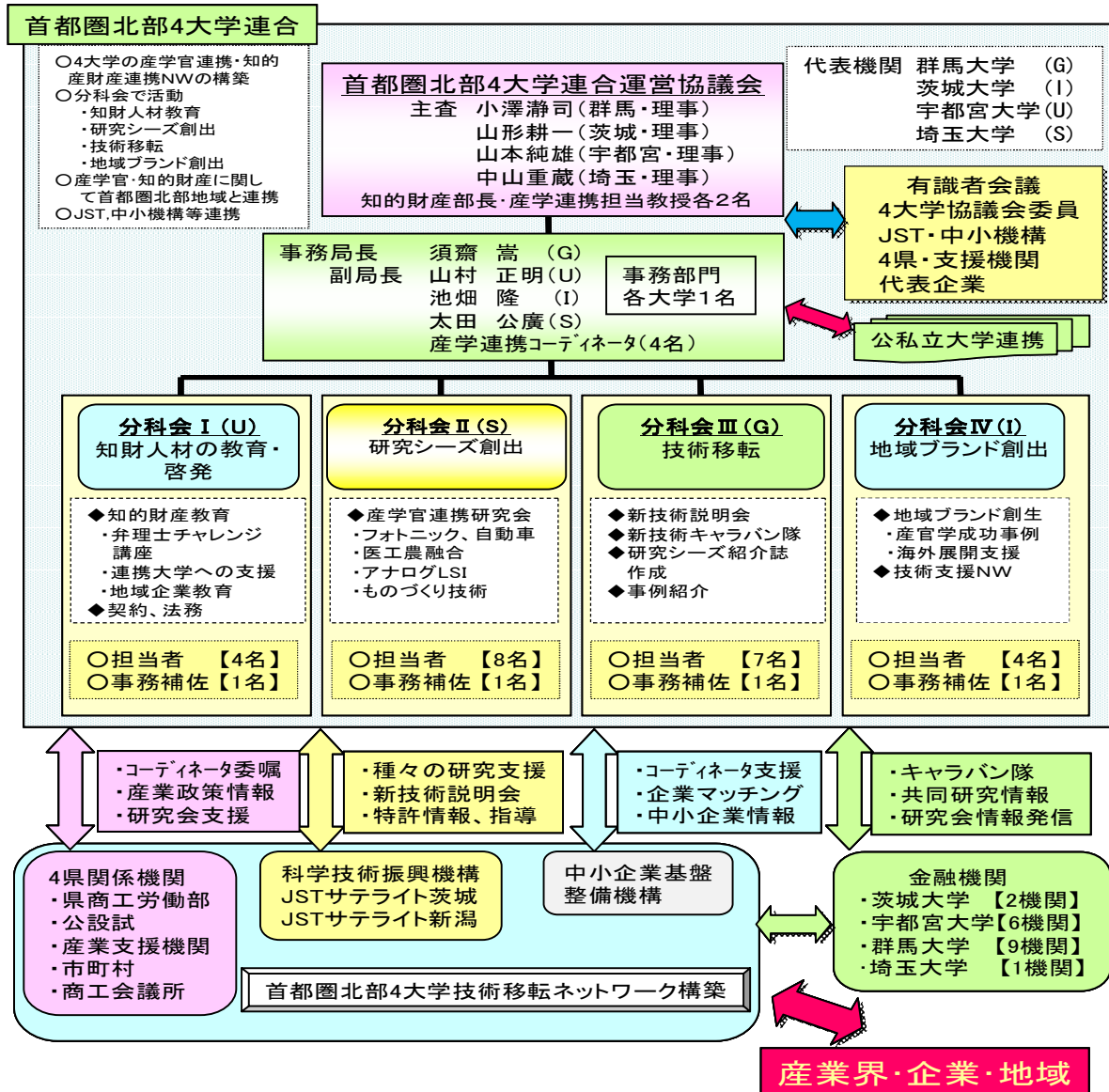


8. 戦略達成のための体制

〔連合組織等の体制図〕（複数の応募機関の連名による応募の場合のみ）

連合組織等の責任者  
 氏名：小澤 滯司  
 役職：群馬大学理事・副学長

(体制図)



- ・ 連合組織等の内容
  - 首都圏北部4大学連合組織の運営協議会で4分科会の活動を決めて行く。それを踏まえて、首都圏北部4県、4県の産業支援機関、JSTサテライト茨城・新潟、中小企業基盤整備機構と連携した首都圏北部4大学の産学官連携組織を構築する。
  - 4県、産業支援機関、JSTサテライト茨城・新潟、中小機構、企業で有識者会議を開催して、運営会議や活動に反映させる。
- ・ 連携機関の役割分担
  - 事務局は群馬大学が主査、副主査に宇都宮大学が担う。
  - 4分科会を各大学が主査、副主査を決めて、活動を幅広く行う。

【応募機関名称：国立大学法人群馬大学】

8. 戦略達成のための体制

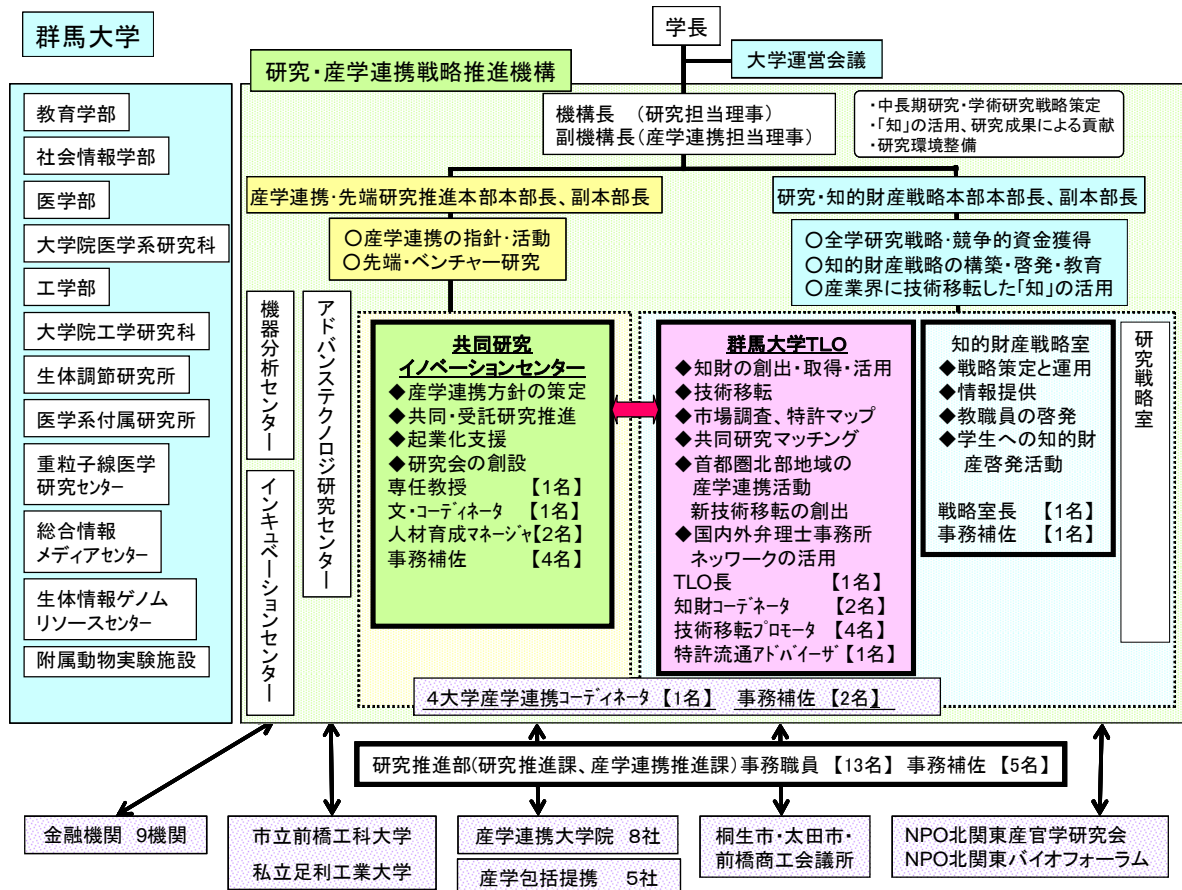
〔応募機関の体制図〕

応募機関における産学官連携組織の責任者

氏名：小澤 滯司

役職：群馬大学理事・副学長

(体制図)



・連携機関の役割分担

- ① 群馬大学は首都圏北部4大学の事務局を務める。
- ② 群馬大学TLOは技術移転活動の他大学への支援をする。
- ③ 分科会Ⅲ【技術移転】の技術移転、研究者シーズ集を発刊する。
- ④ 公私立大学等へ大学知的財産整備事業で培った知的財産に関する知的財産ポリシー、規程類等を敷衍、普及させることに尽力する。

【応募機関名称：国立大学法人群馬大学】

9. 機関の概要

①本部所在地： 群馬県前橋市荒牧町四丁目2番地

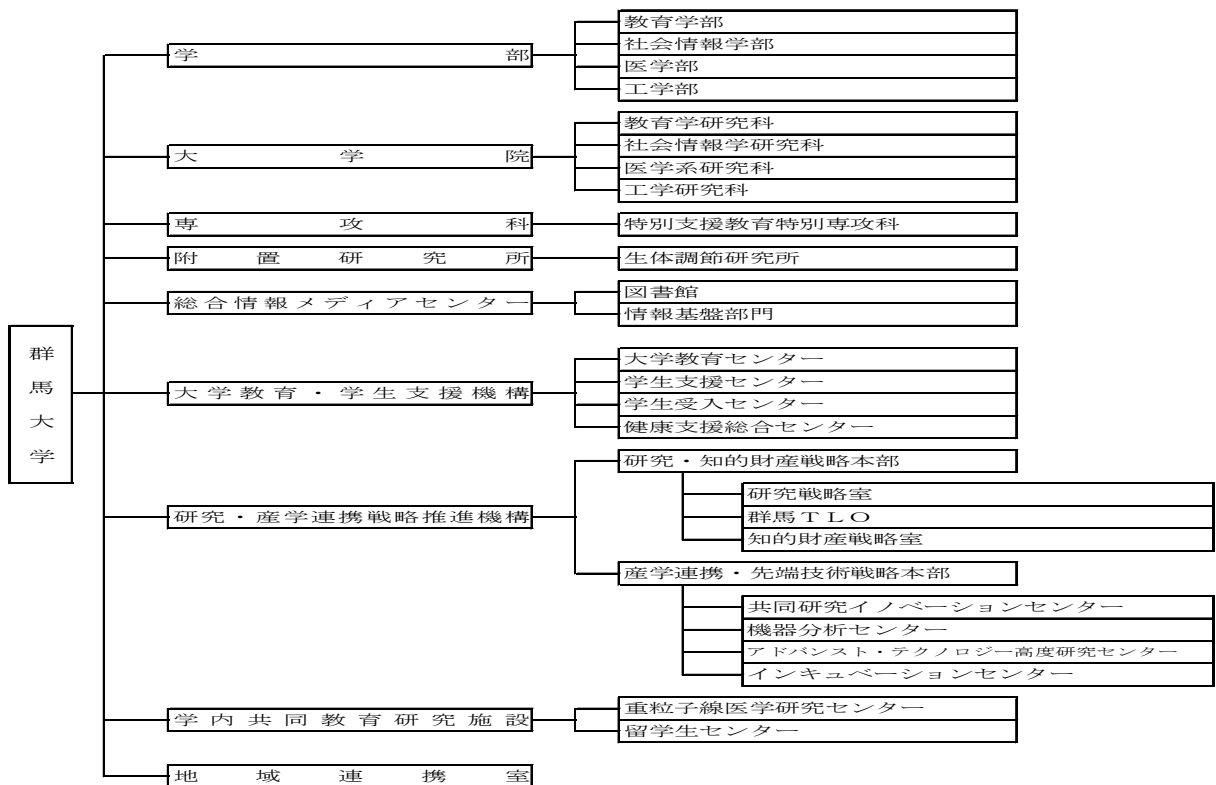
②機関の組織の概略： 群馬大学は、教育学部、社会情報学部、医学部、工学部、大学院医学系研究科、大学院工学研究科、生体調節研究所、総合情報メディアセンター、大学教育・学生支援機構、研究・産学連携戦略推進機構、重粒子線医学研究センター、留学生センター、医学部附属病院及び事務局の各部局で構成している。（組織図1のとおり）

学部の教育、研究を基礎として、大学院及び専攻科が設置されており、現在教育学研究科（修士課程）、社会情報学研究科（修士課程）、医学系研究科（修士課程・博士前期課程・博士後期課程）及び工学研究科（博士前期課程・博士後期課程）の4研究科並びに特別支援教育特別専攻科が置かれている。

また、本学は、キャンパスが3地区に分かれており、荒牧地区、昭和地区及び桐生地区となっており、平成20年4月からは新キャンパスが太田地区に完成し、大学院工学研究科の生産システム工学専攻のみを設置する。

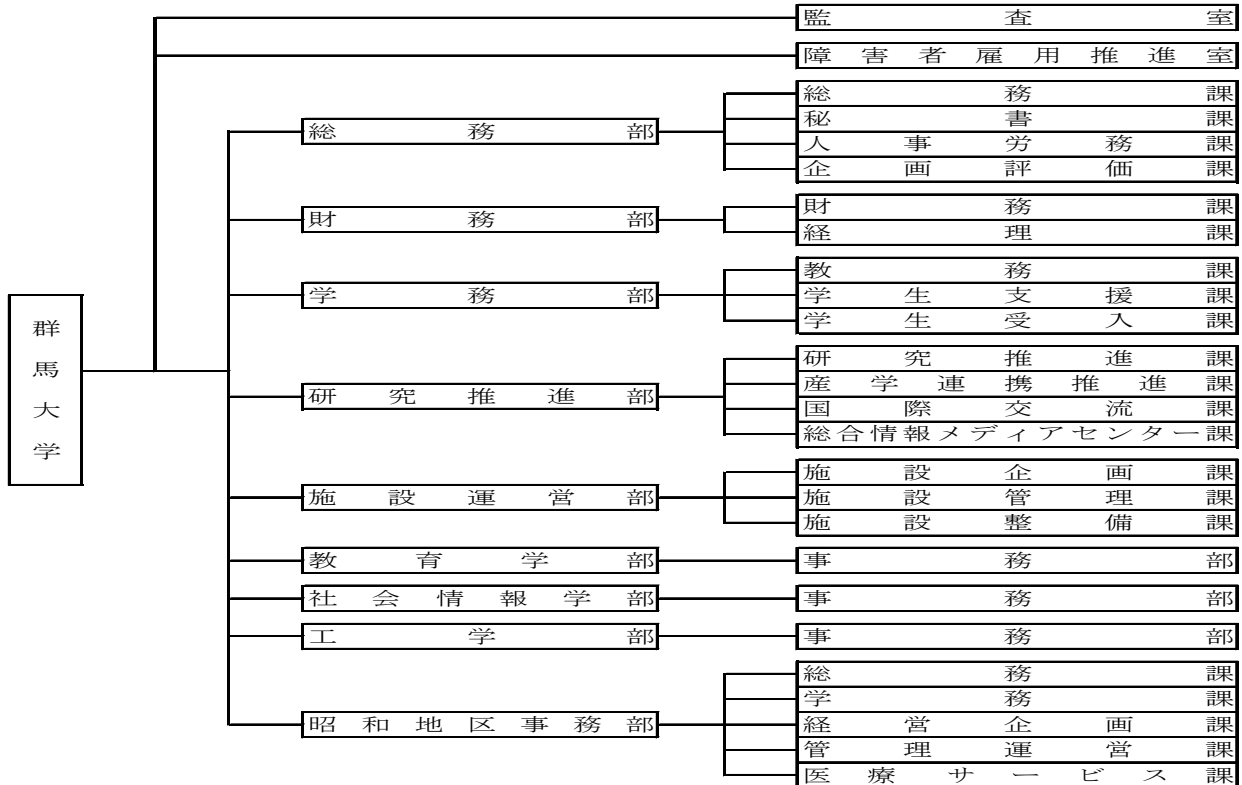
事務部門は、事務局、教育学部の事務部、社会情報学部の事務部、昭和地区事務部及び工学部の事務部で構成している。（組織図2のとおり）

組織図1（教育・研究組織）



【応募機関名称：国立大学法人群馬大学】

組織図2（事務組織）



③学部等・教員数：

学部等名	教員数					キャンパスの 所在地
	教授	准教授	講師	助教	助手	
教育学部	55名	32名	7名	0名	0名	前橋市荒牧町
社会情報学部	21名	12名	2名	0名	1名	〃
大学教育センター	0名	2名	0名	0名	0名	〃
健康支援総合センター	1名	1名	0名	0名	0名	〃
総合情報メディアセンター	1名	1名	0名	0名	0名	〃
留学生センター	1名	2名	1名	0名	0名	〃
医学部	33名	13名	8名	26名	1名	前橋市昭和町
大学院医学系研究科	38名	28名	22名	71名	0名	〃
生体調節研究所	8名	9名	1名	15名	0名	〃
重粒子線医学研究センター	1名	1名	0名	2名	0名	〃
医学部附属病院	3名	11名	36名	69名	0名	〃
大学院工学研究科 (うち生産システム工学専攻)	70名	77名	6名	45名	1名	桐生市天神町 (太田市本町)
共同研究イノベーションセンター	1名	0名	0名	0名	0名	桐生市天神町
機器分析センター	0名	1名	0名	0名	0名	〃
	計233名	計190名	計 83名	計228名	計 3名	合計737名

前橋市荒牧町（荒牧キャンパス）・前橋市昭和町（昭和キャンパス）・桐生市天神町（桐生キャンパス）

太田市本町（太田キャンパス）

【応募機関名称：国立大学法人群馬大学】

④キャッシュフロー計算書又は資金収支計算書（平成18年度）：

キャッシュ・フロー計算書

（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

[単位：千円]

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	教育活動に伴う経費支出	△ 820,458
	研究活動に伴う経費支出	△ 1,034,992
	診療活動に伴う経費支出	△ 9,412,970
	教育支援活動に伴う経費支出	△ 394,036
	受託研究活動に伴う経費支出	△ 419,510
	受託事業活動に伴う経費支出	△ 168,697
	一般管理活動に伴う経費支出	△ 633,339
	人件費支出	△ 17,740,284
	補助金等支出	△ 101,073
	預り金等に係る支出	△ 302,650
	その他の業務支出	△ 7,357
	運営費交付金収入	13,595,126
	授業料収入	2,754,676
	入学金収入	493,703
	検定料収入	124,493
	附属病院収入	16,409,733
	受託研究等収入	520,657
	受託事業等収入	342,987
	財産貸付料収入	57,449
	補助金等収入	127,723
	寄附金収入	809,929
	預り金等に係る収入	300,573
	科学研究費補助金等の収支	4,341
	その他の収入	687,170
	小計	<u>5,193,193</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	5,193,193
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 8,690,780
	無形固定資産の取得による支出	△ 31,600
	有形固定資産の売却による収入	10,001
	施設費による収入	1,618,537
	国立大学財務・経営センターへの納付による支出	△ 4,500
	定期預金の預入による支出	△ 15,630,000
	定期預金の払戻による収入	10,264,000
	小計	<u>△ 12,464,344</u>
	利息及び配当金の受取額	5,685
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,458,658
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 32,932
	長期借入による収入	5,819,939
	国立大学財務・経営センター債務負担金の返済による支出	△ 2,236,920
	小計	<u>3,550,086</u>
	利息の支払額	△ 773,112
	財務活動によるキャッシュ・フロー	2,776,973
IV	資金増加額	△ 4,488,491
V	資金期首残高	<u>7,495,418</u>
VI	資金期末残高	<u><u>3,006,926</u></u>

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

【応募機関名称：国立大学法人群馬大学】

10. 「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（平成15年7月知的財産戦略本部決定）への対応状況等について

①大学知的財産本部とTLOが連携し各種方針・ルールの方針等の機能強化を図る。

■ 対応済 □ 対応できていない

研究・知的財産戦略本部にて、知的財産ポリシーの作成ならびに規程類を整備した。研究・知的財産戦略本部内に承認TLOを設置している。

⑥各大学の創意工夫に基づく特色ある大学知的財産本部の整備・充実・強化を図る。

■ 対応済 □ 対応できていない

大学知的財産整備事業を受けて、整備・充実・強化を図ってきた。また、内部TLOの設立、承認を得て活動の充実化を図っている。

②社会貢献が研究者の責務であることを大学等において明確に位置付ける。

■ 対応済 □ 対応できていない

産学官連携ポリシー及び知的財産ポリシーに規定している。  
<http://www.ccr.gunma-u.ac.jp/indexSangakuPolicy.html>

⑦知的財産の創出・保護・活用に関する基本的考え方を確立する。

■ 対応済 □ 対応できていない

知的財産ポリシーに規定している。  
<http://www.rip.gunma-u.ac.jp/procedure/policyall.html>

③研究者の業績評価は研究論文等と並んで知的財産を重視する。

■ 対応済 □ 対応できていない

教員評価及び知的財産ポリシーにおいて、知的財産権化への貢献度を教員の評価に反映することとしている。

⑧産学官連携と知的財産管理機能を集中し産業界からみた窓口の明確化を進める。

■ 対応済 □ 対応できていない

研究・産学連携・知的財産の部門を研究・産学連携戦略推進機構に統一して窓口を明確化している。

④透明性・公正性に配慮した評価システムを構築し学内に周知する。

■ 対応済 □ 対応できていない

大学情報データベースシステムが構築されており、このシステムにおいて、教員の活動状況について評価基準により点検・評価を行い、点数化により教員評価を実施している。

⑨知的財産の機関一元管理を原則とした体制を整備する。

■ 対応済 □ 対応できていない

本学の知的財産権の管理は、群馬大学TLOにて一元管理している。

⑤発明に関する権利を承継し実施料収入を得た場合の発明者個人に還元すべき金額の支払ルールを明確化する。

■ 対応済 □ 対応できていない

職務発明等規則に規定している。また、教職員等の職務発明等に対する補償金支払細則を制定している。

⑩特許出願しない発明の研究者への還元や自らの発明を異動先で研究継続できるような柔軟な措置を講じる。

■ 対応済 □ 対応できていない

知的財産ポリシーに規定している。  
<http://www.rip.gunma-u.ac.jp/procedure/policyall.html>

【応募機関名称：国立大学法人群馬大学】

⑪産学官連携ルール（営業秘密、共同研究による知的財産の帰属等）や契約書の雛形などを整備し外部に公表する。

■ 対応済      □ 対応できていない

研究・知的財産戦略本部の機関誌(GRIP)ならびにホームページに公表している。  
[http://www.tech.gunma-u.ac.jp/KohoInformation/Kohoinformation\\_ProductionStudy.html](http://www.tech.gunma-u.ac.jp/KohoInformation/Kohoinformation_ProductionStudy.html)

⑫企業と大学等の協議結果を踏まえた共同・受託研究契約の締結ができるよう柔軟性を確保する。

■ 対応済      □ 対応できていない

契約責任部署の事務局研究推進部と研究・知的財産戦略本部（知的財産戦略室及び群馬大学TLO）で常に連絡を取りながら、柔軟な対応をしている。

⑬起業する研究者の求めに応じた権利の移転や実施権の設定を可能とする柔軟なルールを整備する。

■ 対応済      □ 対応できていない

知的財産ポリシーに規定している。  
<http://www.rip.gunma-u.ac.jp/procedure/policyall.html>

⑭研究マテリアルの移転条件や移転手続きを定めたルールの周知を図り、使用の円滑化を図る。

■ 対応済      □ 対応できていない

成果有体物取扱規程に規定している。

⑮発明者の明確化、共同研究成果の明確化等に資する研究ノートの記事・管理方法について研究・教育を実施し研究ノートの使用を奨励する。

□ 対応済      ■ 対応できていない

研究・知的財産戦略本部機関誌（GRIP）等に研究ノートの使用を奨励しているが活用は少ない。先発明の対応のために実験ノートの管理の徹底を図るように啓発をしている。

1.1. 現状に関するデータ

①発明状況

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
発明届出件数	52件	97件	97件	77件	110件

②特許取得及び管理状況

特許権（国内）	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
出願件数		64件	82件	50件	63件
登録（権利化）件数		0件	1件	6件	6件
保有件数		3件	3件	9件	15件

③特許権（国内）のライセンス等収入

実施許諾・譲渡	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
件数		0件	4件	5件	9件
件数（TLO経由）		0件	0件	0件	0件
収入額		0千円	1,811千円	1,392千円	1,916千円
収入額（TLO経由）		0千円	0千円	0千円	0千円

④共同研究（国内）受入実績

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
受入件数	137件	143件	172件	168件	160件
受入額	140,347千円	156,711千円	191,782千円	256,851千円	240,000千円

⑤受託研究（国内）受入実績

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
受入件数	61件	84件	88件	90件	74件
受入額	435,508千円	289,128千円	186,686千円	267,806千円	300,000千円

⑥その他特色ある知的財産活動

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
重点分野別特許出願数 図11.1	3件	23件	23件	26件	23件
特許を基にした共同研究金額 図11.2	0千円	0千円	1,000千円	12,440千円	31,070千円

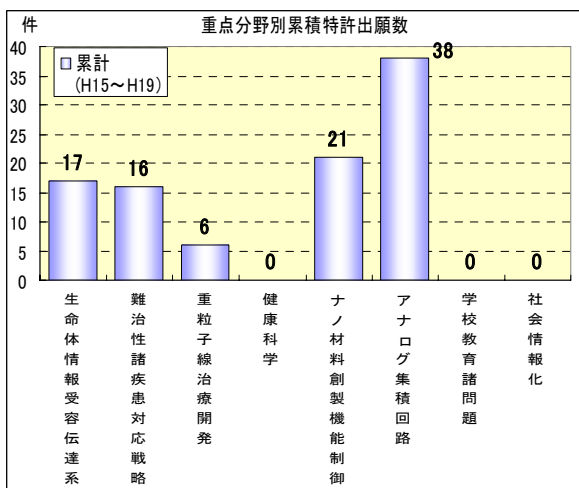


図11.1 重点分野別特許

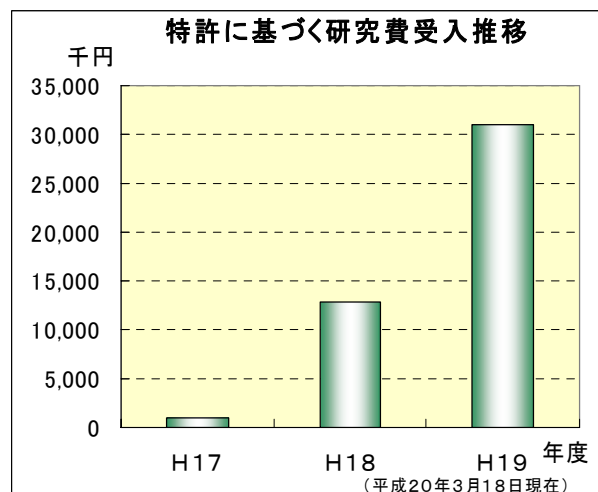


図11.2 特許を基にした共同研究費用



### 3. これまでの主な取組と現況

#### ① 知的財産の創出・管理・活用の体制整備

知的財産管理組織：本学は平成17年4月1日に、学内の産学官連携推進組織である「共同研究開発センター」内に知的財産の創出・管理・活用を目的として「知的財産部門」を創設した。構成は、部門長（兼任）1名、常勤職員（兼任）2名、客員教授（知的財産）2名である。

「知的財産部門」の業務は下記の通りである。

- (1) 教職員訪問等による発明の発掘および先行技術調査等を通じた発明創出支援
- (2) 教職員の発明のブラッシュアップ及び発明審査
- (3) 機関帰属発明の特許等出願（共同出願を含む）及び管理、技術移転等の推進
- (4) 知的財産関連の規則等の発案

「茨城大学知的財産ポリシー」、「国立大学法人茨城大学利益相反ポリシー」など知的財産活動を推進する上で不可欠の規則等の発案と原案作成。

・職務発明規程：本学は平成16年4月1日の法人化と同時に「国立大学法人茨城大学職務発明規程」を施行し、教職員の職務発明の全部または一部を機関承継することとし、教職員に対して発明の届け出を義務づけた。

・知的財産ポリシー：「知的財産を活用して地域を主とする社会貢献」を知的財産活動の基本理念とし、それを実現するために知的財産の創出、評価、管理、活用のための必要な制度及び組織を整備する、とした「茨城大学知的財産ポリシー」を平成17年3月に制定し、これに基づいて体制整備を進めてきた。

・学生発明規程：本学に在籍する学生が行った発明については、大学と雇用関係にある研究支援者としての学生、および教職員との共同による発明は、教職員の職務発明に準ずるとした「国立大学法人茨城大学学生発明規程」を平成18年4月制定し、学生の発明の取扱を明確化した。

#### ② 利益相反マネジメントの体制整備

「国立大学法人茨城大学利益相反ポリシー」を平成18年3月に制定し、大学組織や教職員個人が産学官連携活動を推進するうえでの利益相反事例と、これに対処する考え方及びマネジメント体制を明確にした。

利益相反マネジメント体制は、まず利益相反事例を管理し、日常的な相談窓口となる利益相反アドバイザーを設置する。さらに、利益相反マネジメントに関する重要事項を審議するため、利益相反委員会を設置する。兼業によって一定額以上の収入があった教職員には届け出を義務づけ、情報の記録を行うとともに、利益相反委員会によって阻止すべき事例と認められた場合には速やかに改善勧告する。

#### ③ 秘密保持体制の整備

秘密保持に関する学内規則等はまだ制定されていない。しかし、外部機関との間の共同研究契約書には、「秘密保持」の条項が盛り込まれており、当該研究担当者は、相手方から開示を受けた情報について一定期間の秘密保持の義務を負うことを明示している。当該研究に関与する学生の秘密保持に関しては教員が指導するものとし、事例によっては教員と学生との間で秘密保持に関する念書を取り交わす。

共同研究の成果を権利化するための共同出願契約書においても、秘密保持に関しては共同研究に準じる取扱をしている。

#### ④ その他全般に産学連携関連の紛争への対応

共同研究契約及び共同出願契約を含め、産学連携に関わる問題への対処は、知的財産部門が一手に担当している。現在までのところ紛争等は発生していない。

#### ⑤ その他の特筆すべき取組

茨城大学の教職員と地域の企業、公共団体の実務者が特定の分野の技術情報を交換し、シーズ・ニーズマッチングを行う場として、「ひたちものづくりサロン」を発足させた。現在、15のグループが活発に活動しており、この中から共同研究や地域コンソーシアム型研究に発展した事例が出ている。さらには茨城産業会議との連携協定に基づく「研究室訪問」の際に大学の知財と外部機関とのマッチングを推進している。首都圏北部4大学連携による科学技術振興機構・新技術説明会（年1回）や4大学持ち回りの新技術説明会（年4回）を実施しており、ライセンスや共同研究など成果を挙げている。

#### 4. 産学官連携戦略

##### ○「総括」

茨城大学は「知的財産を活用した社会貢献」を理念として産学官連携に取り組んでいる。茨城県は製造品出荷額8位、農業産出額4位の国内有数の産業県であり、また臨海地域には日本原子力研究開発機構、南部にはつくばなどの先端研究集積地を有している。茨城大学はこうした地域の研究機関、産業界と連携して新技術の創出、産業の活性化に貢献する。

茨城大学は、茨城県中北部の企業、自治体、産業支援機関と一体となった技術交流のネットワークを組織した。このネットワークを中心にして、教員、企業メンバー等が集まった15テーマの「ひたちものづくりサロン」が活動している。その成果は、年間共同研究件数161件（平成18年度、全国で28位）、ここ3年で件数が2.5倍に増加した事実に現れている。

また、茨城県内7万社の企業をまとめる茨城産業会と包括連携協定を結んでおり、参加企業のニーズと大学のシーズとのマッチングを推進している。

東海村に建設中の大強度陽子加速器研究施設（J-PARC）において、茨城大学は茨城県が建設する2本の中性子ビーム施設の運営を委託されている。実施主体として茨城大学フロンティア応用原子科学研究センターを4月に発足させることになった。茨城大学は、このセンターを中心として世界最高レベルの研究を推進するとともに、地域のユーザーに対する啓蒙・教育を分担し、地域から新技術、新産業が創出されることを積極的に支援する。こうした最先端の研究環境は首都圏北部地域の企業等にとっても極めて有用であり、茨城大学は、これらのユーザーにもサービスを提供したい。

##### ①「産学官連携戦略」に関すること。

(1)「ひたちものづくりサロン」を活用した茨城県中北部を中心とした産官学連携の推進

地域の活性化につながる「コンソーシアム型研究開発」への展開を積極的に支援する。知財に関する啓蒙や特許化支援なども進めていく。

(2)農業・バイオ関連の産学官連携の推進

茨城県南部は県内で最も農業が盛んな地域であり、食品・バイオ関連企業の立地も多い。茨城大学農学部を中心とした連携により共同研

究などの一層の活性化をはかり、さらに本学の工学部、理学部などとも連携した新しい取り組みを積極的に誘引する。

(3)特徴ある研究と産学官連携の推進

茨城県から委託を受ける中性子ビームラインは物質材料科学用と構造生物科学用の2本であり、新物質の探索、金属材料のマイクロ組織観察、タンパク質構造解析、創薬などにとって強力なツールとなる。質の高い産学連携・知財の創出が期待される。産学官連携推進機構はこれに積極的に関わっていく。

(4)4大学連携の推進

産学官連携や技術移転に関する取り組みはすでに3年目に入り、大きな成果を挙げつつある。本申請によって4大学の連携を質・量ともに進化させることは、本学が目指す産学官連携の実現にとって極めて重要である。

##### ②戦略達成のための「マネジメント」に関すること。

専任教員1名、自治体派遣コーディネーター2名、客員教授5名、産学官連携コーディネーター2名、知財マネージャー（平成20年度学内措置）1名、客員教授（知的財産・非常勤）2名、がシーズ・ニーズマッチングから技術移転に至る一連の業務を連携して進める。

本申請で技術移転コーディネーター1名を措置し、首都圏北部4大学との密な連携を図り、提案する事業を推進する。産学官連携におけるトラブルや利益相反問題、秘密保持に関する対処・規則をさらに進化させ、大学構成員に周知する。

##### ③戦略達成のためにあるべき「体制」に関すること。

産学官連携推進機構を新たに発足させて、組織体制を強化する。産学官連携部門と知的財産部門を共同研究開発センターの中で一体化し、共同研究の開拓から、成果の特許化、技術移転に至る流れをスムーズにする。産官学連携コーディネーター、技術移転コーディネーター、知財マネージャーが連携して取り組む。自治体から2名のコーディネーターを受け入れ、地域のニーズの把握と連携に務める。

首都圏北部四大学との連携は機構内の共同研究開発センターが中心となって担当する。

## 5. 事業計画

### ①「事業計画の特色」に関すること。

4大学は、平成17年度に始まった「首都圏北部大学発新技術説明会」、19年度スタートの「4大学新技術説明キャラバン隊」、研究シーズ集の共同編集などですでに連携活動の実績がある。本申請はこれらの取り組みを質・量ともに一層充実させ、県域を越えた広域の産学官連携活動を促進することを目的としている。

そのために4大学を中心とする連合組織を構築し、分野ごとに四つの分科会を設置して活動する。分科会の活動計画は以下の通りである。

(分科会Ⅰ 知財人材の教育・啓発) 知的財産の創出・管理・活用に関する地域の人材を育成するため、教育プログラムを立ち上げる。大学の教職員・学生に対しては知的財産の啓蒙活動を引き続き実施し、セミナーなどの開催を増やす。地域の中小企業者に対しては、4大学内の人材を活用して、契約や法務に関する研修会などを開催し、支援を行う。

群馬大学が実施してきた「弁理士チャレンジ講座」は地域の知財人材の発掘・支援に成果を挙げている。この取り組みを4大学の地域に広げ、活用する。

(分科会Ⅱ 研究シーズ創出) 産学官連携を一層発展させるためには、基礎となる学術研究を活発化して研究シーズを継続的に生み出していく必要がある。茨城大学は人文学部、教育学部、理学部、工学部、農学部の5学部を擁している。工学部では、企業の技術者等との情報交換や技術の研鑽を目的として「ひたちものづくりサロン」を組織し、15の研究グループで活動している。参加者数は、教員73名、企業者243名、機関等53名に達している。

大強度陽子加速器施設(J-PARC)における中性子を利用した原子科学研究は、国が推進するプロジェクトであり、茨城大学が注力する特徴ある研究である。すでに本学の教員が参加する「茨城県中性子利用促進研究会」のなかで世界最高の研究施設を使って期待される世界最高レベルの研究成果、技術シーズが検討されている。

人文学部には地域経済や法律を専門とする教員がいる。教育学部では、教育用の補助教材や語学学習支援ツールなどで知財を創出する教員もいる。農学部では食品・バイオ関連の交流が

盛んである。

他の3大学でも同様の取り組みがある。群馬大学では地場産業である繊維関連技術に特徴を持ち、また医学部を有していることから、医療技術、バイオ技術に関する人材と知財を擁している。埼玉大学ではバイオ科学技術に力を入れている。宇都宮大学では光科学を推進し、地域の自動車産業との結びつきも強い。こうした状況から、4大学の研究交流を推進し、医工農融合、大学横断的研究会などを推進するのが分科会Ⅱの目標である。

(分科会Ⅲ 技術移転) 4大学はすでに連携して技術移転活動を進めているが、この取り組みをさらに推進するのがこの分科会の目標である。

(分科会Ⅳ 地域ブランド創出) 4大学の周辺地域には中小の製造業、小規模工場が多く立地している。これらの企業は、技術に裏打ちされたブランド力がない場合には、価格競争にさらされ厳しい経営環境にある。ブランド力、価格競争力をつけるにはどうしたらよいか。4大学の地域の元気企業、4大学での産学官連携の成功事例を講演会あるいは研究会形式で提供することによって、成功事例から学ぶ。

また中小企業のなかには、中国はじめアジア諸国に進出して積極展開したいが、海外進出の経験、情報、人材、ノウハウがなくあきらめている場合がある。これも4大学の専門教員による講演会や海外進出で成果を挙げた中小企業の事例紹介によって、企業の海外進出を支援する。

### ②特色ある活動を行うための「体制」に関すること。

茨城大学では、産学官連携推進機構が学内の産学官連携・知的財産活動を一体的に推進する。本申請の4大学連携事業は共同研究開発センターが主体となり、専任教員と技術移転コーディネーター、知財マネージャーが協力して取りまとめていく。

### ③特色ある優れた産学官連携活動についての事業期間終了後の「将来像」に関すること。

基本的に産学官連携推進機構が人材と資金を担保して事業を継続する。首都圏北部4大学連合ネットワークの取り組みを深化させていく。その成果に基づいて、地域の自治体、支援機関、企業、金融機関から業務委託や寄付などの財政支援が受けられることが望ましい。

## 6. 事業計画の年度別計画

### 〔事業内容〕

年 度	事業内容
平成20年度	<p>①目標</p> <p>1) 事業を実施するための連合組織を整備する。 2) 学内の産官学連携・知的財産活動の組織・人材を強化する。 2) 分科会IV 地域ブランド創出のための事業プランを作成する</p> <p>②事業内容</p> <p>1) 首都圏北部4大学連合の組織を立ち上げ、事業内容の詳細を詰める。 2) 学内に産学連携推進機構を組織し事業分担などを明確化する。 3) 産官学連携の成功事例を発掘し、「成功事例に学ぶ」(仮)講演会を実施。 4) 技術移転のための新技術説明会、技術移転キャラバンの実施。</p>
平成21年度	<p>①目標</p> <p>1) 4大学連合による事業の確実な実施と評価 2) 地域の自治体、支援機関、企業団体、金融機関等との連携強化。 3) 特許出願数の増加と発明の高品質化</p> <p>②事業内容</p> <p>1) 地域ブランド創出のための「成功事例に学ぶ」、「海外展開支援」講演会の実施 2) 4大学が連携した「首都圏北部地域研究シーズ創生研究会」(仮)の立ち上げ 3) 技術移転のための新技術説明会、技術移転キャラバンの実施。 4) 教職員向け知財啓蒙活動の強化と全学を網羅する発明相談の実施</p>
平成22年度	<p>①目標</p> <p>1) 4大学連合による事業の確実な実施 2) 点検評価による連合事業の見直しと改善 3) 特許出願数の増加と発明の高品質化</p> <p>②事業内容</p> <p>1) 地域ブランド創出のための「成功事例に学ぶ」、「海外展開支援」講演会の実施 2) 「首都圏北部地域研究シーズ創生研究会」(仮)の実施 3) 技術移転のための新技術説明会、技術移転キャラバンの実施。 4) 全学を網羅する発明相談の実施と技術移転コーディネート活動の強化</p>
平成23年度	<p>①目標</p> <p>4大学連合による事業の確実な実施 学内の産学官連携知財活動の強化による共同研究・受託研究、出願特許数の増大</p> <p>②事業内容</p> <p>1) 地域ブランド創出のための「成功事例に学ぶ」、「海外展開支援」講演会の実施 2) 「首都圏北部地域研究シーズ創生研究会」(仮)の実施 3) 技術移転のための新技術説明会、技術移転キャラバンの実施。 4) 教職員向け知財啓蒙活動の強化と全学を網羅する発明相談の実施</p>
平成24年度	<p>①目標</p> <p>4大学連合による事業の成果のとりまとめ 4大学連合による事業を継続するための体制整備</p> <p>②事業内容</p> <p>1) 地域ブランド創出のための「成功事例に学ぶ」、「海外展開支援」講演会の実施 2) 地域ブランド創出のための産学官連携成功事例集の発刊 3) 技術移転のための新技術説明会、技術移転キャラバンの実施。 4) 4大学連合による事業の成果報告会の実施。</p>

## 6. 事業計画の年度別計画

〔数値目標〕

### ①発明状況

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
発明届出件数	27件	30件	33件	36件	40件

### ②特許取得及び管理状況

特許権（国内）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
出願件数	14件	15件	16件	17件	18件
登録（権利化）件数	1件	2件	2件	2件	2件
保有件数	1件	3件	5件	7件	9件

### ③特許権（国内）のライセンス等収入

実施許諾・譲渡	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
件数	2件	2件	2件	2件	2件
件数（TLO経由）	0件	0件	0件	0件	0件
収入額	210千円	210千円	210千円	210千円	210千円
収入額（TLO経由）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円

### ④共同研究（国内）受入実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
受入件数	170件	173件	175件	178件	180件
受入額	124,100千円	126,290千円	127,750千円	129,940千円	131,400千円

### ⑤受託研究（国内）受入実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
受入件数	60件	63件	65件	68件	70件
受入額	297,000千円	311,850千円	321,750千円	336,600千円	346,500千円

### ⑥その他特色ある知的財産活動

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

## 7. 資金等計画

### ①総表

(単位：百万円)

		19年度(実績)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
大学等の総予算		15,511	15,600	15,600	15,600	15,600	15,600
産学官連携戦略全体金額		27	43	45	50	50	50
産学官連携経費割合		0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
事業計画分		0	11	11	11	11	11
補助・支援事業 JST「特許出願支援制度」		1	1	1	1	1	1
自己負担分 (財源)	間接経費等	3	5	7	8	8	8
	実施料等収入	0	0	0	0	0	0
	その他	23	26	26	30	30	30
	計	26	31	33	38	38	38
	(うち国内出願等経費)	2	3	4	5	5	5
	(うち外国出願等経費)		1	1	1	1	1
	負担割合	96.3%	72.1%	73.3%	76.0%	76.0%	76.0%

### ②その他（産学官連携人材の派遣・配置）

(単位：人)

	19年度(実績)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
産学連携コーディネータ						
茨城県派遣コーディネータ	1	1	1	1	1	1
日立市派遣コーディネータ	1	1	1	1	1	1

## 7. 資金等計画

③ 20年度事業計画の経費内訳

(単位：千円)

平成20年度（7月から翌年3月まで。）			
費目	種別	委託費の額	備考（消費税対象額を記載）
人件費	業務担当職員	5,208	
	補助者	1,423	
	社会保険料事業主負担分	1,141	
	計	7,772	* 7,059
業務実施費	消耗品費	200	
	国内旅費	900	
	雑役務費	200	
	印刷製本費	600	
	消費税相当額	353	
	計	2,253	
一般管理費		1,003	
合計		11,028	

8. 戦略達成のための体制

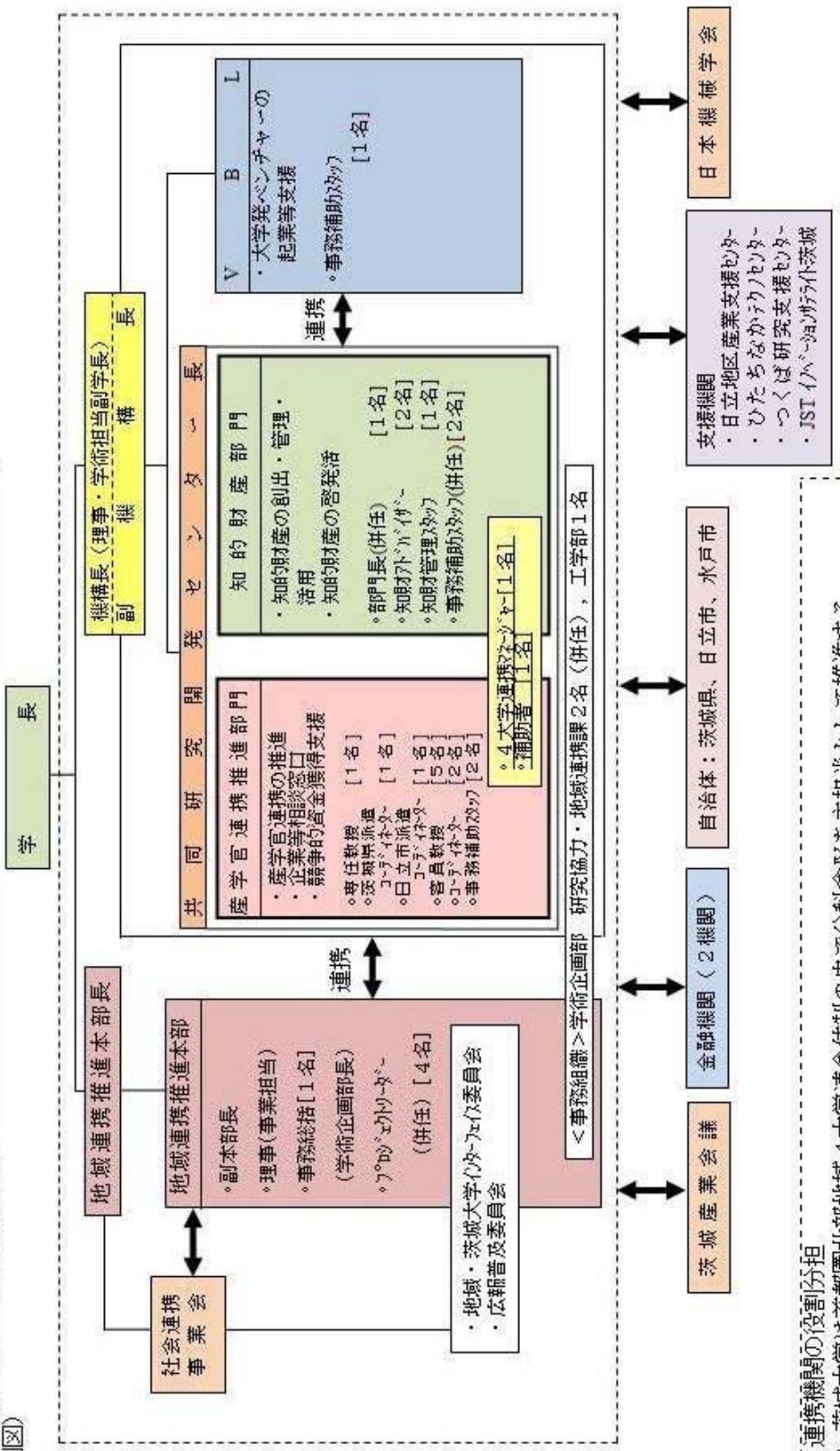
【応募機関の体制図】

応募機関における産学官連携組織の責任者

氏名：山形 耕一

役職：理事・学術担当副学長

(体制図)



連携機関の役割分担

- 茨城大学は首都圏北地域4大学連合体制の中で分科会Ⅳを主担当として推進する。
- 分科会Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの活動による産学官成功事例の広報・ケーススタディを実施する。
- 海外展開事例紹介、講演会を開催する。
- 茨城の特色あるシーズを首都圏北部4大学連合内への普及・活用を推進する。

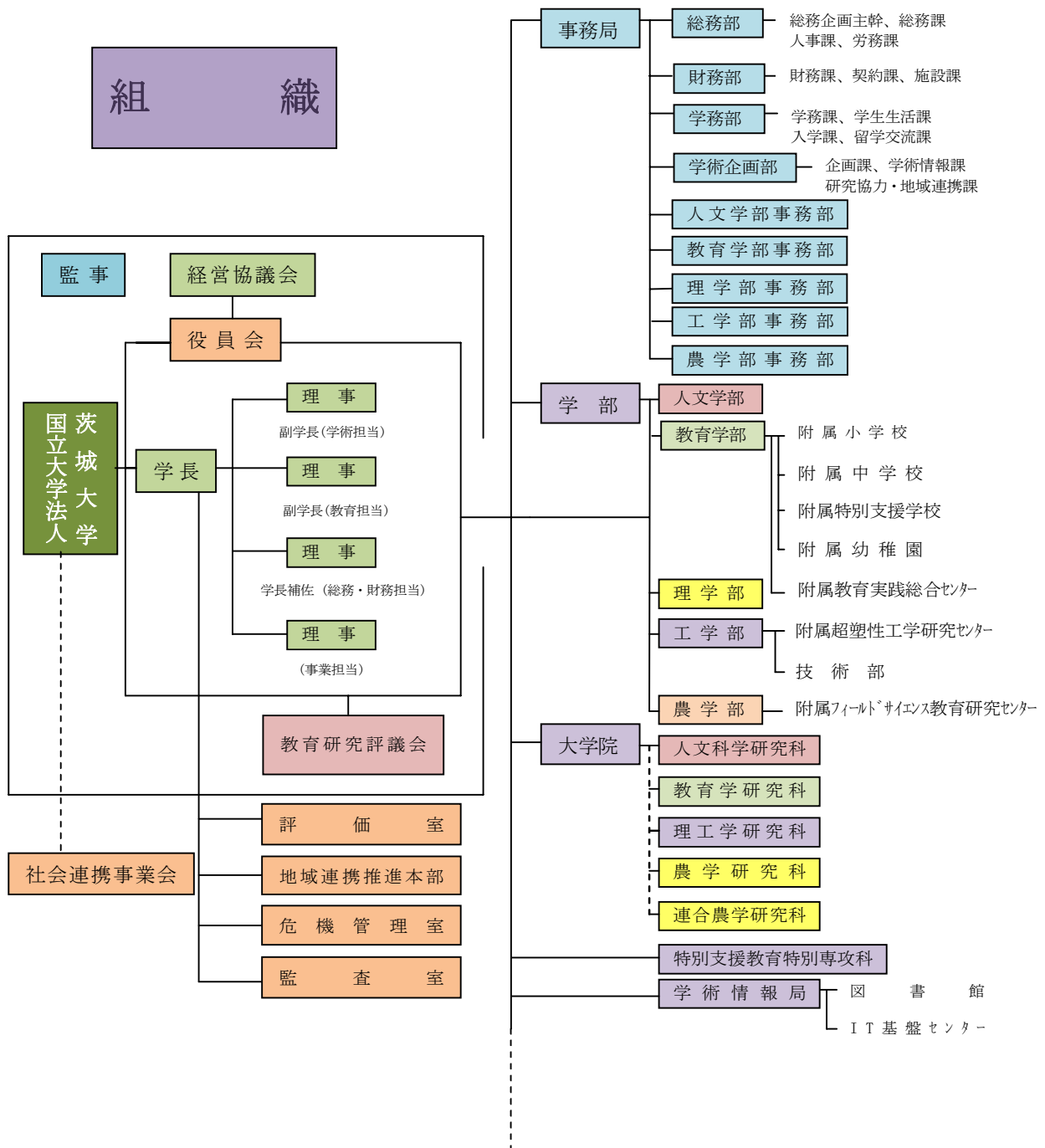


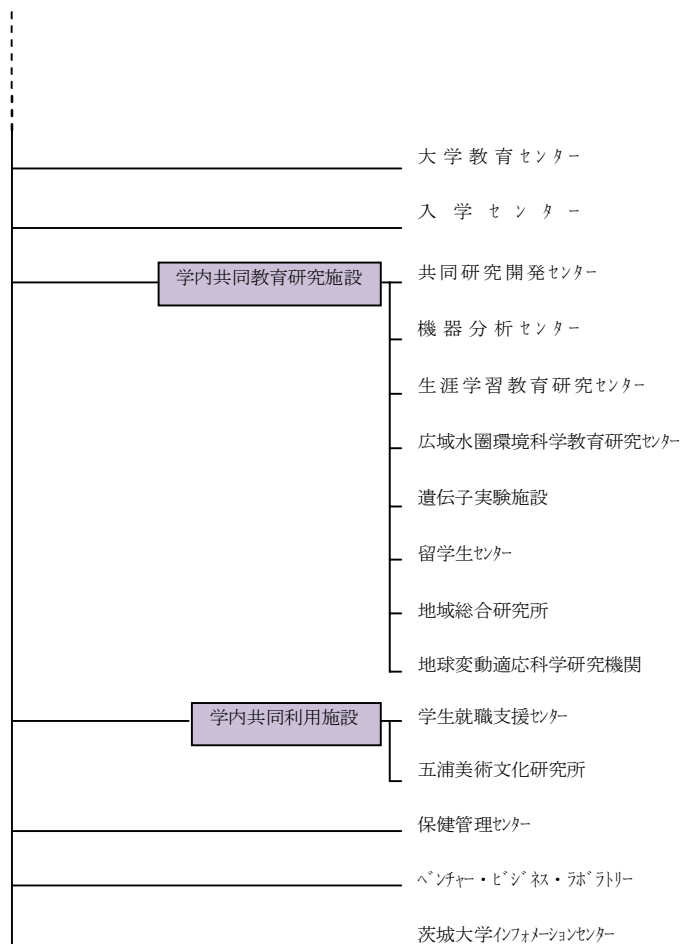
## 9. 機関の概要

①本部所在地：茨城県水戸市文京二丁目1番1号

②機関の組織の概略： 茨城大学は、人文学部、教育学部、理学部、工学部、農学部、大学院教育学研究科、大学院理工学研究科、学術情報局、学内共同教育研究施設、学内共同利用施設、事務局の各部局で構成している。学部の教育、研究を基礎として、大学院及び専攻科が設置されており、現在人文科学研究科（修士課程）、教育学研究科（修士課程）、理工学研究科（博士前期課程・博士後期課程）、農学研究科（修士課程）の4研究科並びに特別支援教育特別専攻科が置かれている。

また、本学キャンパスは3地区に分かれており、水戸地区に人文学部、教育学部、理学部、日立地区に工学部、阿見地区に農学部が設置されている。事務部門は、事務局、人文学部事務部、教育学部事務部、理学部事務部、工学部事務部及び農学部事務部で構成している。





③学部等・教員数：

学部等名	教員数					キャンパスの所在地
	教授	准教授	講師	助教	助手	
評価室	1名	0名	0名	1名	0名	水戸市文京2-1-1
人文学部	60名	36名	6名	0名	6名	〃
教育学部	64名	44名	3名	0名	0名	〃
理学部	36名	25名	4名	0名	0名	〃
工学部	54名	46名	35名	11名	0名	日立市中成沢4-12-1
農学部	24名	26名	9名	0名	0名	稲敷郡阿見町中央3-21-1
教育学研究科	1名	1名	1名	0名	0名	水戸市文京2-1-1
理工学研究科	8名	3名	2名	1名	0名	日立市中成沢4-12-1
IT基盤センター	0名	1名	1名	0名	0名	〃
共同研究開発センター	1名	0名	0名	0名	0名	〃
機器分析センター	0名	1名	0名	0名	0名	水戸市文京2-1-1
生涯学習教育研究センター	0名	1名	0名	0名	0名	〃
広域水圏環境科学教育研究センター	2名	2名	0名	0名	0名	潮来市大生1357
遺伝子実験施設	0名	1名	0名	0名	0名	稲敷郡阿見町中央3-21-1
留学生センター	1名	2名	1名	0名	0名	水戸市文京2-1-1
大学教育センター	0名	4名	3名	0名	0名	〃
保健管理センター	1名	1名	0名	0名	0名	〃
	計253名	計194名	計65名	計13名	計6名	合計 531 名

④キャッシュフロー計算書又は資金収支計算書（平成18年度）：

**キャッシュ・フロー計算書**  
(平成18年4月1日 ~ 平成19年3月31日)

(単位：円)

<b>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 1,853,310,230
人件費支出	△ 10,337,245,271
その他の業務支出	△ 496,856,236
運営費交付金収入	7,665,516,000
授業料収入	4,151,278,725
入学金収入	617,271,500
検定料収入	153,019,700
受託研究等収入	371,957,065
受託事業等収入	72,888,080
寄附金収入	196,238,919
財産貸付料収入	76,229,032
補助金収入	25,566,100
その他の業務収入	72,609,207
預り金の増加	26,921,475
小計	<u>742,084,066</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>742,084,066</u>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 370,662,646
施設費による収入	713,958,000
小計	<u>343,295,354</u>
利息及び配当金の受取額	271,418
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>343,566,772</u>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	—
<b>IV 資金に係る換算差額</b>	—
<b>V 資金増加額（又は減少額）</b>	1,085,650,838
<b>VI 資金期首残高</b>	<u>2,912,468,255</u>
<b>VII 資金期末残高</b>	<u><u>3,998,119,093</u></u>

10. 「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（平成15年7月知的財産戦略本部決定）への対応状況等について

①大学知的財産本部とTLOが連携し各種方針・ルール策定等の機能強化を図る。

対応済  対応できていない

知的財産の体制が不十分であり、TLOとの連携及びルール策定等においては十分な対応ができていない状況であったが、今後4大学の連携協力を得て体制の強化を図っていききたい。

⑥各大学の創意工夫に基づく特色ある大学知的財産本部の整備・充実・強化を図る。

対応済  対応できていない

知的財産部門を設置したが、体制が脆弱であり、本学単独での活動には限度があるため、北関東四大学による活動を行い強化に努めたい。

②社会貢献が研究者の責務であることを大学等において明確に位置付ける。

対応済  対応できていない

研究成果である知的財産の創出と活用をとおり社会の持続的な発展に貢献することを、社会の負託に応えるための重要な責務であると位置づけている。（知財ポリシー）

⑦知的財産の創出・保護・活用に関する基本的考え方を確立する。

対応済  対応できていない

本学は、知的財産を活用した地域を主とする社会貢献を知的財産活動の基本理念としている。教育研究活動をとおり地域及び広く社会に貢献し、社会の負託に応えることを使命とする。

③研究者の業績評価は研究論文等と並んで知的財産を重視する。

対応済  対応できていない

教育・研究・社会貢献・校務の4つの観点から業績評価を行い、各学野ごとに決めており、知的財産も含めているが、現状では、知財を「重視」というまでは踏み込んでいない。

⑧産学官連携と知的財産管理機能を集中し産業界からみた窓口の明確化を進める。

対応済  対応できていない

共同研究開発センターの産学官連携推進室で産学官連携活動を行ってきたが、より一元的に活動を推進するために、共同研究開発センター内に知的財産部門を設置し窓口の明確化を図った。

④透明性・公正性に配慮した評価システムを構築し学内に周知する。

対応済  対応できていない

学長名で教員の業務活動に関する評価システムを周知している。評価項目、観点は学野で定め、公開されており透明性を確保している。評価結果の概要はホームページで公表している。

⑨知的財産の機関一元管理を原則とした体制を整備する。

対応済  対応できていない

共同研究開発センター内に設置した知的財産部門において知的財産の機関一元管理を行っている。

⑤発明に関する権利を承継し実施料収入を得た場合の発明者個人に還元すべき金額の支払ルールを明確化する。

対応済  対応できていない

大学が権利を承継した発明については、補償金支払要項で、収入の1/3を発明者へ、1/3を発明者の研究費、1/3を大学の管理経費としている。

⑩特許出願しない発明の研究者への還元や自らの発明を異動先で研究継続できるような柔軟な措置を講じる。

対応済  対応できていない

大学が権利を承継しない発明については、教員個人へ帰属させている。また、移動の際は、異動先と連絡を取りあって研究に支障のないよう対応している。

⑪産学官連携ルール（営業秘密、共同研究による知的財産の帰属等）や契約書の雛形などを整備し外部に公表する。

■ 対応済      □ 対応できていない

共同研究開発センターのコーディネータが企業訪問を実施し共同研究の説明を行う際などに契約書ひな形を提示している。

⑫企業と大学等の協議結果を踏まえた共同・受託研究契約の締結ができるよう柔軟性を確保する。

■ 対応済      □ 対応できていない

企業等の要望については、個別に協議検討するなど柔軟に対応している。

⑬起業する研究者の求めに応じた権利の移転や実施権の設定を可能とする柔軟なルールを整備する。

■ 対応済      □ 対応できていない

発明者が起業したベンチャーに優先的に実施をさせるなど柔軟な対応を行っている。

⑭研究マテリアルの移転条件や移転手続きを定めたルールの周知を図り、使用の円滑化を図る。

■ 対応済      □ 対応できていない

研究成果有体物取扱規程を定め適正な管理に努めている。知的財産部門の活動においてより一層の教員への周知を図っていきたい。

⑮発明者の明確化、共同研究成果の明確化等に資する研究ノートの記事・管理方法について研究・教育を実施し研究ノートの使用を奨励する。

■ 対応済      □ 対応できていない

知財担当が各教員の研究室訪問の際、研究ノートの必要性については説明している。一部の教員は活用しているが、未だ活用していない教員も多いため今後は積極的に奨励していきたい。

## 11. 現状に関するデータ

### ①発明状況

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
発明届出件数	41件	26件	41件	24件	27件

### ②特許取得及び管理状況

特許権（国内）	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
出願件数		1件	7件	8件	14件
登録（権利化）件数		0件	0件	0件	0件
保有件数		0件	0件	0件	0件

### ③特許権（国内）のライセンス等収入

実施許諾・譲渡	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
件数		0件	0件	2件	2件
件数（TLO経由）		0件	0件	0件	0件
収入額		0千円	0千円	210千円	210千円
収入額（TLO経由）		0千円	0千円	0千円	0千円

### ④共同研究（国内）受入実績

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
受入件数	67件	78件	134件	161件	167件
受入額	82,203千円	121,952千円	127,418千円	158,704千円	122,070千円

### ⑤受託研究（国内）受入実績

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
受入件数	39件	42件	49件	53件	59件
受入額	278,066千円	154,049千円	142,190千円	243,653千円	292,078千円

### ⑥その他特色ある知的財産活動

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度

### 3. これまでの主な取組と現況

平成16年の独立法人化を機に知的財産室を設置し、地域共同研究センター（現地域共生研究開発センター）と連携して、産学官連携・知的財産活動を展開してきた。平成17年4月には、産学官連携活動を強化するために、知的財産担当の教授を新たに採用し、産学連携リエゾン担当准教授とあわせて専任教員2名の体制とした。また、平成18年4月には、知的財産活動の強化を目的として、知的財産室を知的財産センターに組織替えするとともに、シナジー効果を高めるために地域共生研究開発センターとの一体運営体制を整えた。さらに、知的財産センターと地域共生研究開発センターを統括する産学官連携・知的財産本部を設置し、産学官連携事業の推進と知的財産の保護及び活用による研究成果の普及に努めてきた。その結果、地域との強い連携体制を構築し、連携事業を活性化することができた。特に地域に軸足を置いた産学官連携・知的財産活動を展開してきた点は、本学の特徴と言え、「大学の地域貢献度」に対する日経グローバル社調べで、平成18年度は全国でNo. 1、平成19年度はNo. 6と連続上位にランクされている。

#### ① 知的財産の創出・管理・活用の体制整備

平成17年に大手企業の知的財産部長を専任教員として採用し、平成18年に知的財産センター長に配置し、また理事を本部長とする産学官連携・知的財産本部を設置した。さらに、平成18年からは「大学知的財産管理アドバイザー事業」に採択され、平成19年には知財専任の事務職員を新たに任用し、知的財産の適正な持続性ある管理体制の確立を図っている。

平成19年には、元JST特許調査員を発明発掘のためのコーディネーターとして雇用し、各研究室の訪問などによる発明の早期発掘と学内知財啓発を図っている。また、発明の評価体制の強化のために、学外の知的財産有識者を客員教授として迎え、発明届けの評価体制を構築し、発明の品質向上に努めている。結果として、発明届けの増加、特に、企業との共同出願が増加し、費用負担の増加を抑制しつつ価値の高い発明を保有できるようになってきている。

知財の活用と発信に当たっては、首都圏北部4大学合同による特許説明会を平成17年から開催するほか、開放特許集の発行、HP掲載、J

－STORE、JAPPIOのHP掲載、地域企業を対象とするシーズ発表会や展示会への出展など様々なツールを活用している。

#### ② 利益相反マネジメントの体制整備

平成16年に利益相反ポリシーを定め、全教職員に印刷物として配布するとともに、学内HPに掲載して周知を図っている。しかし、運用規程やマネジメント体制は未構築であり、全学の課題として早急に取り組む予定である。なお、現時点では、利益相反に関する問題は顕在化していない。

#### ③ 秘密保持体制の整備

共同研究や秘密保持契約は、知的財産センターにおいて確認の上、管理している。また、重要事案の共同研究や情報交換の場合には、早期段階から知的財産センター員が同席し、対応している。例えば、キヤノンとの協定締結や大型の共同研究では前段階から関与し、秘密保持体制の徹底を心掛けている。また、マニュアル化までは至っていないが、退職や転職した教員への指導も行っている。一方、企業との共同研究等に学生が関与した事案については、現状では担当教員の責任の上で行われており、明確なルール化やマニュアルの作成が今後の課題である。

#### ④ その他全般に産学連携関連の紛争への対応

知的財産権法や企業法務を専門とする弁護士、各技術分野の弁理士6名を客員教授として配し、対応できるようにしている。なお、現時点では、産学連携・知財関連の紛争は顕在化していない。

#### ⑤ その他特筆すべき取組

前述の通り、専任教員2名と知財管理専任の事務職員を配置した体制をとっている。また、学内措置による非常勤の発明発掘コーディネーターを雇用している。外部資金による体制強化として、文科省派遣産学官連携コーディネーター、知的財産管理アドバイザーを活用している。さらに、県内の商工会議所職員を非常勤のコーディネーターとして雇用し、専任教員と一体となった活動を行っている。キヤノンとの連携協定に基づき、学内に「オプティクス教育研究センター」を設置し、光学に関する世界の最先端研究拠点の形成を目指している。

首都圏北部の4大学は既に4大学大学院連携協議会の中に、産学官連携・知的財産WGを設置しており、連携の実績も上がり始めている。

## 4. 産学官連携戦略

### ○「総括」

宇都宮大学は国際学部、教育学部、工学部、農学部の4学部と12センター等を有し、広く社会に開かれた大学として、質の高い特色ある教育と研究を実践して、人類の福祉の向上と世界の平和に貢献する。また、「地域に学び、地域に返す 地域と大学の支え合い」を地域貢献のモットーに、地域の知の拠点として、地域から真に信頼される大学を目指している。19の国公立大学で組織する大学コンソーシアムや5年前から機能している13大学で組織された大学連携とちぎサテライトオフィス（両者は平成20年4月に統合）の中心的存在として、県内大学等と強い連携体制を構築している。コンソーシアムやサテライトオフィスには、自治医科大学、獨協医科大学等の医科系大学をはじめ、文系の大学が参加しており、本学には無い専門分野がカバーされている。宇都宮大学は、地域の知の拠点として、その研究資産を地域に普及させ、活性化に貢献することが強く期待されているとともに、大きな責任を有している。

栃木県の鉱工業生産高は全国11位に位置し、特に自動車、航空宇宙、電気、光学、化学品・食品分野に特徴ある企業が多い。また、農業生産高でも全国10位であり、特徴ある農産・畜産物を産出している。一方、知的財産権については、特許出願件数は29位であり、県域全体の知的財産に対する取組、啓発が緊縛の課題であり、宇都宮大学の果たすべき役割は非常に重要であり、また地域からの期待も大きい。

#### ①「産学官連携戦略」に関すること。

地域の知の拠点として、創造的な産学官連携を推進するための知財人材と質の良いシーズ発掘・展開が重要であり、本学の保有する資産を活かし、同時に他大学等との連携を強化して産学官が共同して地域と共生した活動を展開する。

本学の産学官連携戦略の特徴を以下に示す。

- 1)顧客の視点に立ったキメ細かいサービスを全学挙げて展開する、
- 2)質の高いシーズの発掘と明細書作成のため、弁理士や各界の有識者からなる16名の客員教授を活用する、
- 3)学内研究シーズ発掘のため、J S Tシーズ発掘試験（平成20年度は51件を応募）などに積極的に応募する、
- 4)元 J S T特許調査員を発明発掘コーディネー

ターとして雇用し、研究室回訪による発明発掘を図る、5)特許権以外の意匠権、新品種育成者権（種苗法）、著作権など多様な知的財産権にも注力する、6)県内大学等との連携を通して医科系、文系、芸術系大学等との学際領域研究の活性化、医工連携、農工商連携、商品の高付加価値化の取組を行うとともに、産学官連携・知的財産活動を県内他大学に伝搬し、支援する、7)商工会議所からの派遣コーディネーターを活用して地域中小企業のニーズ把握と橋渡しを行う、8)地域企業を対象とする企業交流会を開催し、研究シーズの発表と交流を進める。

こうした取組により、発明届けは、該当教員の1/2を目標とし、質の良い特許の保有に努めるとともに、特許以外の新品種育成者権などにも注力する。知財活用は、当面は実施料収入よりも知財権を題材にした共同研究や受託研究の促進を図り、事業最終年には200万円の実施料収入を目標とする。共同研究や受託研究は、質の高い研究を行い、130%程度の増加を目標とする。本学の産学官連携活動は専任教員2名体制と知財専任事務職員を新たに配置したことで着実に成果が出てきており、本事業で一層強力に推進する。

#### ②戦略達成のための「マネジメント」に関すること。

産学官連携・知的財産活動費の経費とは別に、知財出願費用700万円、特別支援事業として、非常勤の発明発掘コーディネーター（105万円）の予算措置を行っている。本事業終了後についても、同様の措置を予定しており、外部資金獲得や実施料収入の増加を図り、これにより、より活発な活動が可能な対応を予定している。

#### ③戦略達成のためにあるべき「体制」に関すること。

本学は、理事を本部長として、地域共生研究開発センターと知的財産センターからなる産学官連携・知的財産本部が主体となり、全学組織で活動を行う。また、外部人材として、発明発掘コーディネーターや商工会議所等の職員や客員教授等を非常勤で雇用するとともに、様々な外部資金・人材を活用した体制により展開する。本事業では、地理的利便性の良い4大学が連携し、従来の連携体制を一層強化して事業展開を図るものである。



## 5. 事業計画

### ①「事業計画の特色」に関すること。

本事業の4大学では、従来から大学院教育プログラムの共同運営をはじめ、種々の分野で連携している。その中で、産学官連携・知的財産分野を重要な分野と位置づけ、4大学合同新技術説明会、合同シーズ集発行等を行い、既に連携の実績を上げている。本事業では、これらの取組をさらに強化して広域の産学官連携・知的財産活動を展開し、シナジー効果を発揮させる。

本事業の基本方針は次の通りである。1) 4大学が主軸になって、自治体、産業支援機関等の包括的な連携体制を構築する 2) 4つの分科会を設置し、各大学が特色・資質に合致した分科会を主宰し、効率と効果を高める 3) 4大学が連携する国公立大学等に対して、知財の整備・教育等の支援を行う 4) 自治体、産業支援機関等の職員を活用して、産学官連携を強固なものとする。なお、本学は、本事業の副事務局校として、代表応募校の群馬大学を補佐し、連合体活動全体の運営に積極的に係わる。4つの分科会と主たる取組を以下に示す。

(分科会Ⅰ 知財人材の教育・啓発)

分科会Ⅰは本学が主宰し、首都圏北部4大学の知財レベル・意識の向上とともに、域内の大学等及び中小企業の知財レベル・意識向上を支援する。また、契約・法務に関しても、契約雛形や法改正の対応の共有を図り、域内全体のレベルアップを図る。主な事業は、以下の5項目である。1) 大学等及び地域企業を対象とする実践的な知財セミナーの開催、2) 弁理士の少ない地域(栃木県、群馬県)での弁理士チャレンジ講座の開催、3) 地域の連携大学等への知財教育プログラム支援、4) 契約雛形の策定と地域連携大学等への普及、5) 法改正の対応策の策定と共有

(分科会Ⅱ 研究シーズ創出)

分科会Ⅱでは、本学は埼玉大学の主宰の下、副担当になる。各大学が保有するシーズを一段と高め、実用化を促すためには、学術研究により研究シーズを創出させる必要がある。このため、本学で立上げたバイオメカニクス応用研究会、機能性食品素材研究会、クリーンエネルギー研究会等をはじめ、首都圏北部4大学が保有する研究会を横断的に発展展開して、共通のテーマの「産学官連携研究会」と作業部会の立上

げを行い、成果を地域に発信して、産学官連携を進める。

(分科会Ⅲ 技術移転)

事業計画の特色で述べた通り、4大学合同の新技術説明会やシーズ集の発行によるマッチング活動を展開し、既に連携した活動による実績を上げているが、この取組を一層加速させるものである。本学は本分科会の事業にも積極的に活動し、技術移転を図る。

(分科会Ⅳ 地域ブランド創出)

地域の活性化のためには、圧倒的多数である中小企業が技術力と競争力を具備することが重要である。地域の特色ある技術や製品を伸ばし育てる重要な一方策として、4大学の産学官連携の成功事例を提供し、産学官連携を促し、海外展開やブランド振興を支援する。本学は、本分科会の事業にも積極的に参画し、地域振興に貢献する。

### ②特色ある活動を行うための「体制」に関すること。

本事業では、4大学の理事及び各大学2名の教授からなる首都圏北部4大学連合運営協議会を組織するとともに、JST、中小企業振興機構、自治体、産業支援機関、代表企業が参画した有識者会議と各大学の事業実施担当教職員による事務局を設置し、横断的に本事業を推進する知的財産マネージャーを各大学に配置する。

本学においては、理事を本部長とする産学官連携・知的財産本部が主体となり、全学組織で活動を行い、専任者として、教員2名、知財専任事務職員1名、本事業で配置する知的財産マネージャー、文科省派遣産学官連携コーディネーター等を配置する。さらに、前述の発明発掘コーディネーター、商工会議所等の職員、外部有識者の客員教授を配置する。

### ③特色ある優れた産学官連携活動についての事業期間終了後の「将来像」に関すること。

事業終了後には、知財専任教員2名と知財専任事務職員の体制の維持と、実施料収入や共同研究、受託研究等の競争的外部資金からの間接経費等を活動経費として事業を継続する。また、地域活性化のために商工会議所職員を非常勤で採用し、本事業活動を継続展開する。さらに、本事業終了後も産学官連携展開に関する首都圏北部4大学の連携体制を維持する。

## 6. 事業計画の年度別計画

### 〔事業内容〕

年 度	事業内容
平成20年度	<p>①目標</p> <p>1)分科会Ⅰ「知財人材の教育・啓発」の企画・構想策定 2)分科会Ⅱ「研究シーズ創出」事業の実施方策策定 3)研究シーズ、発明の高品質化</p> <p>②事業内容</p> <p>1)知財セミナープログラム作成、一部開催 2)研究シーズ創出研究会の設置 3)発明評価体制・指標の充実、発明発掘コーディネーターによる開拓</p>
平成21年度	<p>① 目標</p> <p>1)4大学の知財人材教育・意識啓発 2)4大学保有研究会の横断化 3)発明の高付加価値化</p> <p>②事業内容</p> <p>1)4大学連合による知財セミナー、弁理士養成セミナーの開催 2)研究シーズ創出の作業部会の設立 3)共同出願を50%超化、学生による先行文献調査システム完成</p>
平成22年度	<p>①目標</p> <p>1)地域企業への知財教育・啓発による知財意識の高揚 2)研究シーズ創出事業の具体化 3)基本特許の取得</p> <p>②事業内容</p> <p>1)実践的知財教育フォーラムの開催 2)研究シーズ創出の作業部会を数回/年開催 3)発明評価の充実と発明発掘による応用展開の広い特許出願</p>
平成23年度	<p>①目標</p> <p>1) 地域連携大学等への知財教育支援 2) 異分野融合研究会立上げ</p> <p>②事業内容</p> <p>1)大学コンソーシアム、支援機構と連携した知財啓発活動を展開 2)医系、文系、芸術系大学の研究会参画による異分野融合研究会</p>
平成24年度	<p>① 目標</p> <p>1)地域の知財意識向上と地域連携大学等への契約・法務啓発 2)首都圏北部地域の持続的技術移転体制構築 3)事業目標の達成</p> <p>②事業内容</p> <p>1)地域連携大学等への契約雛形の普及及び知財権法改正の対応の共有 2)4大学及び県内国公立大学等との連携による地域の活性化に貢献 3)事業計画の数値目標の達成と成果の広報・発信</p>

## 6. 事業計画の年度別計画

〔数値目標〕

### ①発明状況

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
発明届出件数	50件	65件	80件	84件	84件

### ②特許取得及び管理状況

特許権（国内）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
出願件数	40件	52件	56件	59件	59件
登録（権利化）件数	20件	19件	26件	33件	36件
保有件数	25件	44件	70件	93件	116件

### ③特許権（国内）のライセンス等収入

実施許諾・譲渡	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
件数	3件	4件	6件	8件	10件
件数（TLO経由）	0件	0件	0件	0件	0件
収入額	100千円	300千円	500千円	1,000千円	2,000千円
収入額（TLO経由）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円

### ④共同研究（国内）受入実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
受入件数	130件	135件	138件	142件	145件
受入額	106,000千円	111,000千円	115,000千円	119,000千円	123,000千円

### ⑤受託研究（国内）受入実績

	20年度	21年度	23年度	24年度	25年度
受入件数	50件	52件	54件	56件	58件
受入額	154,000千円	161,000千円	169,000千円	177,000千円	185,000千円

### ⑥その他特色ある知的財産活動

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
中小企業との共同研究件数(*1)	57件 (44%)	61件 (44%)	61件 (44%)	66件 (44%)	66件 (44%)
県内中小企業との共同研究件数	44件	47件	47件	51件	51件
コーディネーターが関与した共同研究 (比率)	57件 (44%)	60件 (43%)	63件 (45%)	68件 (45%)	70件 (47%)
共同出願件数 (比率)	20件 (50%)	27件 (52%)	35件 (55%)	39件 (58%)	40件 (60%)

\*1 共同研究件数総数に対する割合

## ⑥-2 その他特色ある知的財産活動

- 1) 産学官連携・知的財産活動として、専任教員2名と知財専任事務職員を配置する。
- 2) 平成19年から平成21年度までの時限措置として、元JST特許調査員を非常勤の発明発掘コーディネーターとして配置する。
- 3) 本学農学部教員が主体となったアグリ支援機構と連携して農家や近県自治体の支援機能を充実する。
- 4) 学生による先行技術調査体制を構築して、明細書品質向上と学生への知財啓発の促進する
- 5) 商工会議所等の職員や各界の有識者からなる16名の客員教授等を非常勤で雇用するとともに、文科省産学官連携コーディネーター、NEDOフェローなど様々な外部資金・人材を活用した体制により展開する。
- 6) 特許権以外の意匠権、新品種育成者権（種苗法）、著作権など多様な知的財産権を対象とする。
- 7) 学内及び地域の知財教育を活発に行い、知財意識の啓発を行う。

## 7. 資金等計画

### ①総表

(単位：百万円)

		19年度(実績)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
大学等の総予算		11,471	11,685	10,241	10,017	9,967	9,918
産学官連携戦略全体金額		27	41	45	46	47	51
産学官連携経費割合		0.2%	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%
事業計画分		0	11	12	12	11	11
補助・支援事業 ・JST [特許出願支援 制度]		0	4	6	8	8	10
自己負担分 (財源)	間接経費等	1	3	3	3	3	4
	実施料等収入	0	0	0	0	1	2
	その他	26	23	24	23	24	24
	計	27	26	27	26	28	30
	(うち国内出願等経費)	6	6	6	6	7	7
	(うち外国出願等経費)	1	1	2	2	2	2
	負担割合	100%	63.4%	60.0%	56.5%	59.6%	58.8%

### ②その他（産学官連携人材の派遣・配置）

(単位：人)

	19年度(実績)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
人材の派遣・配置						
・ 文部科学省産学官 連携コーディネーター	1	1	1	1	1	1
・ 大学知的財産アドバイザー	1	0	0	0	0	0
・ NEDOフェロー	0	1	1	1	1	1
・ 商工会議所から派遣 (非常勤)	3	2	2	3	3	3

## 7. 資金等計画

### ③ 20年度事業計画の経費内訳

(単位：千円)

平成20年度（7月から翌年3月まで。）			
費目	種別	委託費の額	備考（消費税対象額を記載）
設備備品費			
人件費	業務担当職員	5,400	
	事務補佐員	1,300	
	社会保険料等事業主負担分	800	
	計	7,500	(7,500)
業務実施費	消耗品費	585	
	国内旅費	410	
	諸謝金	310	
	会議開催費	150	
	印刷製本費	670	
	消費税相当額	375	
	計	2,500	
一般管理費		1,000	
合計		11,000	

## 8. 戦略達成のための体制

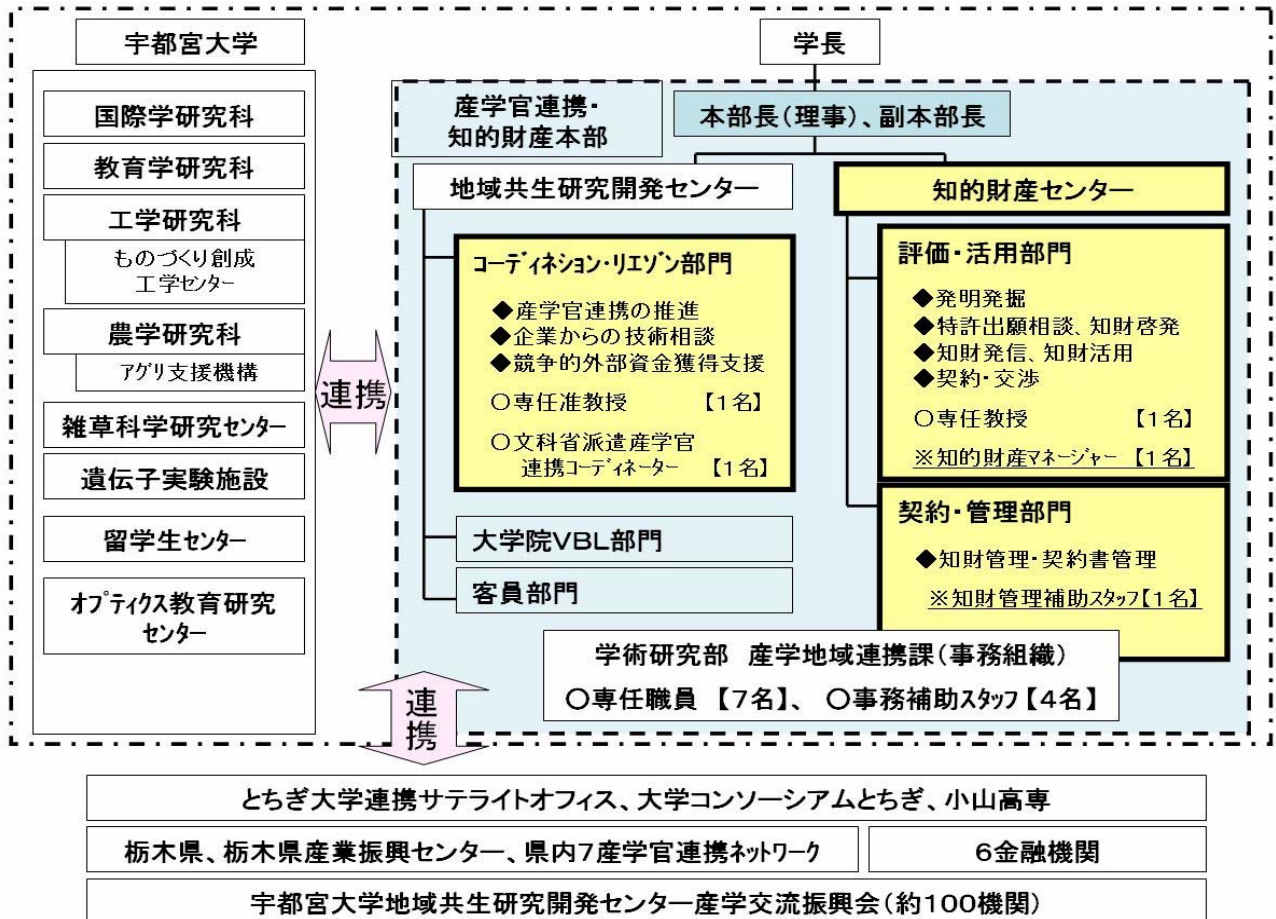
### 〔応募機関の体制図〕

応募機関における産学官連携組織の責任者

氏名：山本 純雄

役職：産学官連携・知的財産本部長、研究・国際交流担当理事、副学長

(体制図)



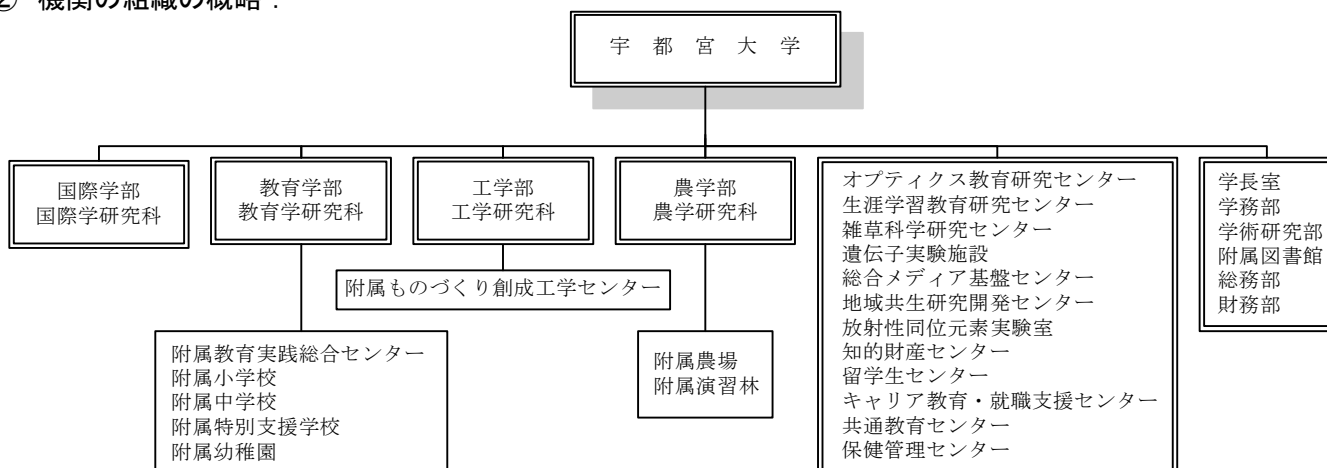
### 連携機関の役割分担

- 1) 学内機関・・・シーズの提供、技術移転支援、学内知財教育支援
- 2) とちぎ大学連携サテライトオフィス、大学コンソーシアムとちぎ・・・県内他大学への普及  
小山高専・・・両校兼務の文科省派遣コーディネーターによる連携活動
- 3) 栃木県、栃木県産業振興センター、県内7産学官連携ネットワーク  
・・・県内企業等への知財教育・啓発の支援、地域中小企業との橋渡し、地域企業のニーズ収集
- 4) 6金融機関・・・企業、市場情報、シーズ発信支援、マッチング支援
- 5) 宇都宮大学地域共生研究開発センター産学交流振興会・・・宇都宮大学産学官連携活動全般支援

## 9. 機関の概要

①本部所在地： 宇都宮市峰町350

② 機関の組織の概略：



宇都宮大学は、上図のとおり、国際学部、教育学部、工学部、農学部の4学部と12のセンター・施設及び事務局の各部局で構成されている。大学院は、国際学究科（博士前期課程、博士後期課程）、教育学研究科（修士課程）、工学研究科（博士前期課程、博士後期課程）、農学研究科（修士課程）が置かれている。また、本学は、キャンパスが2地区に分かれている。

③学部等・教員数：

学部等名	教員数					キャンパスの所在地
	教授	准教授	講師	助教	助手	
国際学部	23名	10名	5名	0名	0名	宇都宮市峰町
教育学部	57名	34名	6名	0名	0名	〃
工学部	38名	36名	3名	23名	0名	宇都宮市陽東
工学研究科	11名	10名	1名	5名	0名	〃
農学部	40名	38名	4名	3名	1名	宇都宮市峰町
オプティクス教育研究センター	1名	0名	0名	0名	0名	宇都宮市陽東
生涯学習教育研究センター	1名	1名	0名	0名	0名	宇都宮市峰町
雑草科学研究センター	3名	1名	1名	0名	0名	〃
遺伝子実験施設	0名	1名	0名	1名	0名	〃
総合メディア基盤センター	1名	0名	0名	1名	0名	宇都宮市陽東
地域共生研究開発センター	0名	2名	0名	0名	0名	〃
知的財産センター	1名	0名	0名	0名	0名	〃
留学生センター	2名	3名	0名	0名	0名	宇都宮市峰町
キャリア教育・就職支援センター	1名	0名	0名	0名	0名	〃
共通教育センター	1名	0名	0名	0名	0名	〃
保健管理センター	1名	1名	0名	0名	0名	〃
	計181名	計137名	計20名	計33名	計1名	合計372名



④キャッシュフロー計算書又は資金収支計算書（平成18年度）：  
（資金収支計算書の様式）

キャッシュ・フロー計算書  
（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

（単位：円）

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 1,547,977,821
人件費支出	△ 7,232,856,574
その他の業務支出	△ 489,929,834
運営費交付金収入	6,092,404,000
授業料収入	2,315,234,390
入学金収入	429,805,600
検定料収入	77,452,100
受託研究等収入	217,678,240
受託事業等収入	96,418,590
補助金収入	18,246,000
寄付金収入	157,116,843
預り金収入	94,432,342
預り金支出	△ 109,721,881
その他収入	159,149,150
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>277,451,145</u>
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 508,613,000
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 517,844,432
有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	2,590,931
定期預金預入れによる支出	△ 800,000,000
定期預金償還による収入	300,000,000
施設費による収入	71,362,250
国立大学財務・経営センターへの納付による支出	△ 795,466
小計	<u>△ 1,453,299,717</u>
利息の受取額	1,851,781
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 1,451,447,936</u>
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
預り峰が丘地域貢献ファンド寄託基金による受入	310,005,959
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>310,005,959</u>
IV 資金に係る換算差額	0
V 資金の増加高	△ 863,990,832
VI 資金期首残高	1,961,021,940
VII 資金期末残高	<u><u>1,097,031,108</u></u>

10. 「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（平成15年7月知的財産戦略本部決定）への対応状況等について

①大学知的財産本部とTLOが連携し各種方針・ルールの方針の策定等の機能強化を図る。

■ 対応済 □ 対応できていない

宇都宮大学には、TLO組織が存在せず、大学産学官連携・知的財産本部がTLO的機能を有しているため、方針・ルールの方針の策定は完全に一体的に機能している。

⑥各大学の創意工夫に基づく特色ある大学知的財産本部の整備・充実・強化を図る。

■ 対応済 □ 対応できていない

平成18年に本学独自に産学官連携・知的財産本部を設置した。

②社会貢献が研究者の責務であることを大学等において明確に位置付ける。

■ 対応済 □ 対応できていない

知的財産ポリシーで明示している。

<http://www.sangaku.utsunomiya-u.ac.jp/chizai/regulations/policy.html>。

⑦知的財産の創出・保護・活用に関する基本的考え方を確立する。

■ 対応済 □ 対応できていない

知的財産ポリシーで明示している。

<http://www.sangaku.utsunomiya-u.ac.jp/chizai/regulations/policy.html>

③研究者の業績評価は研究論文等と並んで知的財産を重視する。

■ 対応済 □ 対応できていない

平成18年度から試行している教員評価の評価項目に論文とともに特許を初めとする知的財産権を挙げている。

⑧産学官連携と知的財産管理機能を集中し産業界からみた窓口の明確化を進める。

■ 対応済 □ 対応できていない

平成18年に本学独自に産学官連携・知的財産本部を設置し、地域共生研究開発センターの窓口に一本化することにより、産業界からのワンストップソリューションを実現している。

④透明性・公正性に配慮した評価システムを構築し学内に周知する。

■ 対応済 □ 対応できていない

知的財産ポリシーをはじめ、諸規程が学内HPから閲覧可能となっている。

⑨知的財産の機関一元管理を原則とした体制を整備する。

■ 対応済 □ 対応できていない

知的財産ポリシーで明示している。

<http://www.sangaku.utsunomiya-u.ac.jp/chizai/regulations/policy.html>

⑤発明に関する権利を承継し実施料収入を得た場合の発明者個人に還元すべき金額の支払ルールを明確化する。

■ 対応済 □ 対応できていない

知的財産ポリシーで明示している。

<http://www.sangaku.utsunomiya-u.ac.jp/chizai/regulations/policy.html>

⑩特許出願しない発明の研究者への還元や自らの発明を異動先で研究継続できるような柔軟な措置を講じる。

■ 対応済 □ 対応できていない

知的財産ポリシーで明示している。

<http://www.sangaku.utsunomiya-u.ac.jp/chizai/regulations/policy.html>

⑪産学官連携ルール（営業秘密、共同研究による知的財産の帰属等）や契約書の雛形などを整備し外部に公表する。

対応済  対応できていない

契約書雛形は整備しているものの、外部には公表していない。

⑫企業と大学等の協議結果を踏まえた共同・受託研究契約の締結ができるよう柔軟性を確保する。

対応済  対応できていない

企業と大学のそれぞれの立場を考慮し、産学官連携・知的財産本部で柔軟に対応している。

⑬起業する研究者の求めに応じた権利の移転や実施権の設定を可能とする柔軟なルールを整備する。

対応済  対応できていない

現時点では、ルール化されておらず、検討中。

⑭研究マテリアルの移転条件や移転手続きを定めたルールの周知を図り、使用の円滑化を図る。

対応済  対応できていない

現時点では、ルール化されておらず、検討中。

⑮発明者の明確化、共同研究成果の明確化等に資する研究ノートに記載・管理方法について研究・教育を実施し研究ノートの使用を奨励する。

対応済  対応できていない

マニュアル化されていないが、啓蒙・奨励している。

## 11. 現状に関するデータ

### ①発明状況

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
発明届出件数	68件	30件	36件	35件	40件

### ②特許取得及び管理状況

特許権（国内）	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
出願件数		15件	33件	32件	30件
登録（権利化）件数		0件	0件	1件	1件
保有件数		4件	4件	5件	6件

### ③特許権（国内）のライセンス等収入

実施許諾・譲渡	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
件数		0件	0件	2件	2件
件数（TLO経由）		0件	0件	0件	0件
収入額		0千円	0千円	110千円	100千円
収入額（TLO経由）		0千円	0千円	0千円	0千円

### ④共同研究（国内）受入実績

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
受入件数	96件	91件	129件	121件	122件
受入額	47,251千円	69,221千円	94,608千円	97,151千円	102,585千円

### ⑤受託研究（国内）受入実績

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
受入件数	19件	17件	30件	42件	46件
受入額	93,404千円	121,374千円	148,827千円	128,285千円	145,290千円

### ⑥その他特色ある知的財産活動

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
中小企業との共同研究件数(*1)	51件 (53%)	39件 (43%)	38件 (31%)	44件 (37%)	55件 (45%)
県内中小企業との共同研究件数	42件	35件	29件	34件	46件
コーディネーターが関与した共同研究 (比率)	0	0	0	52件 (43%)	54件 (44%)
共同出願件数 (比率)	0	5件 (33%)	7件 (21%)	11件 (34%)	19件 (58%)

\*1 共同研究件数総数に対する割合

## ⑥-2 最近の主な産学官連携に関する外部資金獲得状況（地域企業との共同を含む）

- |   |                      |
|---|----------------------|
| (1) 文部科学省 都市エリア産学官連携促進事業<br>「磁気を利用した超精密加工技術の創出と活用」  | 平成15～17年             |
| (2) 文部科学省 連携融合事業<br>「地域共生を目指した先端的研究創出事業」  | 平成17～19年             |
| (3) 経済産業省 地域新生コンソーシアム<br>「高調波を含む受変電設備の損失評価・高効率設計支援システムの開発」<br>「体位等感知省エネ型ICタグと老人用危機管理システムの実用化開発」 | 平成16～17年<br>平成17～18年 |
| (4) 経済産業省 戦略的基盤技術高度化支援事業<br>「有害物質フリー高機能めっき技術の開発」<br>「任意形状付シームレス極細パイプの高精度加工技術の確立及び高効率製造装置の開発」    | 平成18～20年<br>平成19～21年 |
| (5) 経済産業省 新連携<br>「きび酢卵清涼飲料（栄養機能食品）の商品開発と事業化」  | 平成18～19年             |
| (6) 経済産業省 地域資源活用型研究開発事業<br>「二条大麦を活用した抗メタボリック食品素材とその利用技術の開発」                                     | 平成19～20年             |
| (7) 栃木県コンソーシアム事業<br>「農作業ロボットの研究開発」<br>「障害者自身の手と触感・運動能を持つヒューマノイド電動義手」                            | 平成16～17年<br>平成17～18年 |

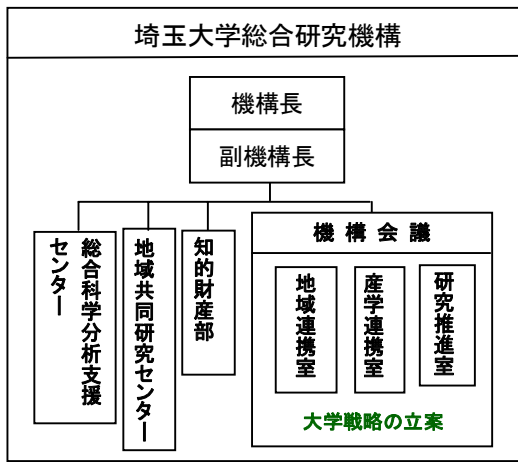
## ⑥-3 その他特色ある知的財産活動

- (1) 大学独自の措置として知財専門家を専任教授として配置し、産学連携を担当する助教授（准教授）とともに、専任教員2名体制で、産学官連携・知的財産活動を強化してきた。
- (2) 産学官連携・知的財産本部と知的財産センターを設置するとともに、知財専任事務職員を雇用し、大学知的財産管理アドバイザーの派遣を受けて、体制強化に図っている。
- (3) 平成19年から、発明発掘コーディネーターとして、元JST特許調査員を非常勤で採用し、発明の初期段階からの発掘と学内知財啓蒙を図っている。
- (4) 地域に軸足を置いた産学官連携・知的財産活動の展開を行っており、共同研究121件（平成18年）のうち、中小企業との共同研究比率が43%、コーディネーターによる橋渡しから発展したものが43%と高率になっている。これらの点が評価され、日経グローバル社調査で平成18年度は地域貢献No. 1、19年度はNo. 6に選ばれている。
- (5) 19年度から開始された特許を活用したJST支援事業「つなぐしくみ」に2件採択されている。
- (6) 特許権、意匠権、商標権、実用新案権（学生個人）を初めとする産業財産権以外にも、新品種育成者権（種苗法）、著作権など多様な知的財産権を保有し、知財活動を展開している。
- (7) 教育
  - (あ) 平成18年度から工学研究科、平成19年度から全学部での知財教育を開始し、平成19年度には、154名が単位認定された。これらの活動の結果、学生自身による特許権、実用新案権出願があり、知財検定2級合格者を輩出しており、知財教育効果が浸透はじめている。
  - (い) 栃木県と宇都宮大学の地域連携事業において、平成19年度には、知財セミナーを3回開催し、県内事業者への知財啓蒙に貢献している。

### 3. これまでの主な取組と現況

#### ①知的財産の創出・管理・活用の体制整備

埼玉大学は教育と研究を両軸とし、その成果を広く社会に還元することを大学の理念としている。このため、研究成果を学術論文として公表するのみならず、研究成果を知的財産として権利化することを推進している。また、研究戦略と知的財産戦略は有機的な関係を有するとの認識の下、下図のように、総合研究機構内に、研究推進室、産学連携室、地域連携室、知的財産部並びに地域共同研究センターを設置した。



○研究推進室は研究担当理事兼任による機構長の下、学内の重点的な研究取り組みの方向付けのため、重点研究プロジェクト(4件)の選定、学内研究費の重点配分などを行い、これらを通じて知的財産創出のためのシーズ育成を行ってきた。

○知的財産部は、教授兼任による知的財産部長の下、企業で知的財産・技術開発・技術管理等を担当していた経験豊富な人材を知的財産コーディネーターとして採用し、知財活動を展開してきた。また、技術移転に関しては、主として共同出願企業を対象として技術移転を進めるとともに、群馬大学と連携して設置した研究・知的財産戦略本部内の知的財産戦略室に技術移転マネジメントグループを設け、大学主催の新技术説明会を開催する他、科学技術振興機構(JST)との共催による説明会の開催、展示会への出展など、広範囲な技術移転活動を行ってきた。さらに、知的財産に関する啓蒙・教育活動を教職員及び学生を対象として行ってきた。この結果、発明届件数が、平成15年度の2件から平

成19年度の45件に大幅な増加を示すとともに、登録件数も平成15年度の2件から平成19年度の11件に大幅に増加した。

○地域共同研究センターは、センター長の下、専任教員、産学連携コーディネーター等により、産学官連携活動を推進してきている。企業等との共同研究を推進し、知的財産創出のシーズ育成を行ってきた。この結果、共同研究受入件数が平成15年度の71件(92,520千円)から、平成19年度の84件(126,356千円)に増加した。

○埼玉大学では、産学官連携ポリシー・知的財産ポリシー及び職務発明等の規程等を制定・整備した。

#### ②利益相反マネジメントの体制整備

平成18年6月に利益相反マネジメントポリシーを制定し、利益相反マネジメント委員会を設置した。毎年、全教職員に対して利益相反に関する申請書を提出させ、利益相反の恐れのある場合には更に詳細な申請書の提出を義務付けている。

#### ③秘密保持体制の整備

全学一律の秘密保持体制とはなっていないが、特に知財化に関わりの深い工学部において、卒業研究、修士研究、あるいは博士研究に関する報告会の開催に際し、教職員、学生など、出席者から誓約書を提出させている。

#### ④その他全般に産学連携関連の紛争への対応

企業との共同研究に関わる事項に関して、契約行為に関わる調整に関しては産学連携コーディネーター及び産学連携に関する専門家が対処する体制をとっている。また、共同出願等、知財化についても知的財産コーディネーター及び産学連携に関する専門家が対処する体制をとっている。裁判所への提訴など、法律上の対応が必要な場合は、顧問弁護士に対処を依頼する。

#### ⑤その他特筆すべき取組

○広域的な技術移転や共同研究を推進するために、首都圏北部技術移転研究会に積極的に参加し、4大学(群馬、埼玉、茨城、宇都宮)及び4県産学連携機関の連携強化を行ってきた。

○平成19年度に「埼玉大学地域イノベーション支援共同研究」制度の立ち上げを行い、平成20年度に予算500万円を計上し、特に地域企業に配慮した共同研究を積極的に支援し、推進していくことにしている。

## 4. 産学官連携戦略

### ○[総括]

埼玉大学では、産学官連携を推進するとともに、大学知財を社会に還元するため、平成20年度から地域共同研究センターと知的財産部を一体化して新たな地域共同研究センター（以下、「新地共センター」と略記）を立ち上げ、研究シーズの創出から知財の技術移転までをワンストップで推進するための体制を構築し、効率的な運用を図っていく。

さらに、首都圏北部地域4大学連合を組織し、産学官連携活動を広域的に展開していく。

また、埼玉大学は、埼玉県との「相互協力・連携に関する協定」のもとに、また、平成20年3月に調印したさいたま市との「包括協定」のもとに、なお一層県や市との結びつきを強めて産学官連携や技術移転を促進する。

### ①「産学官連携戦略」に関すること。

埼玉大学が産学官連携を推進する立場は、大学の「知」の社会還元の一環と位置づけられる。

○シーズの創出：産学官連携推進部門が主体となって、研究シーズに関する情報の広報活動を推進するとともに、4大学で産学官連携研究会を立ち上げ、作業部会として「首都圏北部研究シーズ創出研究会（仮称）」を設立し、理学も含めた医工農融合、ものづくり等の各種のテーマを取り上げていく。特に、地域共同研究センターの協力組織である地域企業との「産学交流協議会」を通じて、県内企業への広報活動・共同研究先企業の選定を行っていく。さらに、地域企業との共同研究を積極的に推進するため平成19年度から「埼玉大学地域イノベーション支援共同研究」制度を開始し、予算として500万円を計上、以後、継続していく。

○知的財産の創出：研究成果を企業等に直接使える形とするため、知的財産・技術移転推進部門が主体となって、学内啓蒙活動を継続するとともに、知財を創出した教員と企業との共同研究等を積極的に推進・展開し、技術移転に耐えうるレベルにまで引き上げ、新たな知財権化並びに技術移転を図っていく。

○技術移転：知的財産の技術移転を推進するため、新地共センターの両部門が協同して、新技術説明会の開催、知財情報の広報活動などを推

進していく。また、首都圏北部地域4大学連合を通じて、関東北部を中心とした広報活動を強化していく。連合において、埼玉大学は、「研究シーズの創生・展開・発信」を主担当する。さらに、首都圏北部広域パートナーシップ宣言を行うことにより4県の産学官連携機関との連携も強化していく。

○「技術移転問題解決策検討会（仮称）」の設置を地方自治体、県内外近隣公私立大学、諸団体で検討し、技術移転の具体策を模索する。

### ②戦略達成のための「マネジメント」に関すること。

新地共センターには産学官連携を推進するため、産学官連携コーディネーター2名を、知的財産の創出・管理を行なうため、知的財産コーディネーター1名を配置する。更に、「産学官連携戦略的展開事業」を茨城大学、宇都宮大学、群馬大学及び埼玉大学の4大学で実施するために、技術移転コーディネーター1名を地共センターに配置する計画にしている。また、地域との連携のために、「コーディネートプログラム」に応募し、目利き等担当産学官連携コーディネーター1名を計画し、地域の各市などとの連携強化を図る計画としている。

学内における予算措置では、産学官連携・知的財産活動経費の計上とともに、知財創出経費1500万円の予算措置を行っており、本事業終了後においても、同様の措置を予定している。

### ③戦略達成のためにあるべき「体制」に関すること。

○埼玉大学では、従来、総合研究機構の下に、地域共同研究センターと知的財産部が設置されてきた。しかし、効率的な運用のために、平成20年度から、一体化して新地共センターを出発させる。

○新地共センターには、産学官連携推進部門と知的財産・技術移転推進部門の2部門を置き、活動を推進する。また、センター職員に加え、外部からそれぞれの専門家を客員教授として招へいするなど、県内外の人材を有効に活用していく。

○包括協定を締結した埼玉県を通じて、埼玉県産業技術総合センター、埼玉県中小企業振興公社、産学連携支援センター埼玉、知的財産総合支援センター埼玉、さいたま市などの協力も得ていく。

## 5. 事業計画

### ①「事業計画の特色」に関すること。

埼玉大学では、以下の事業を通じて産学官連携活動を推進していく。

#### (1) 広域的な産学官連携活動

○首都圏北部の4大学で連合を構成し、広域的な産学官連携・技術移転を展開していく。埼玉大学は、「研究シーズの創生・展開・発信」を主に担当し、宇都宮大学が副担当となり、協力して「産学官連携研究会」を立ち上げ、その下で作業部会「首都圏北部研究シーズ創出研究会（仮称）」を設立し、各大学で実施する各種テーマの研究会を広域で取り纏めていく。さらに、茨城大学が主担当となる「地域ブランド創出」では副担当として協力し、4大学が連合して活動していく。

○埼玉大学に目利き等担当産学官連携コーディネーターの派遣配置を計画し、県内外近隣公私立大学や県内各市とも連携ネットワークを強化し、産学官連携とともに技術移転も推進する。

#### (2) 産学官連携活動（シーズ創出）

○新地共センターを設置し、技術相談窓口を充実、技術相談から技術移転までのワンストップ・リエゾンオフィスの体制整備を行っていく。  
○産学官連携コーディネーターが学内研究シーズを調べ企業訪問しマッチングを推進していく。

○地域企業との共同研究推進のため、「地域イノベーション支援共同研究制度」を継続し、ファンド用として各年度500万円を予算計上する。  
○産学交流協議会と協力して、「マッチング交流会」、技術経営者の集い「テクノ・カフェ」等を年数回程度開催しマッチングを図る。

○学内教職員等を対象とし、産学官連携・知財の啓蒙を継続的に行うと共に、ベンチャー講座や知財に関する講演会も継続して開講していく。  
○各教員の研究内容紹介のため、研究シーズ集を発行し、埼玉りそな銀行ほか、金融業界などを通じて企業にシーズ情報を提供していく。

○現在まで、埼玉県との相互協力・連携協定、さいたま市との包括協定の締結、埼玉りそな銀行との総合協力協定の締結、日本信号（株）との包括連携協定の締結が行われており、今後も自治体や企業等との連携を推進していく。

#### (3) 知財の創出・管理

○知財評価委員会を定期的に継続開催し、教員

からの発明提案をすみやかに処理推進していく。  
○大学が承継した発明について、発明分野ごとに弁理士を選定して特許出願手続きを行い、出願の迅速化を図っていく。

○特許出願に際して、JSTによるPCT出願支援制度を利用して積極的に海外への出願も継続する。  
○産学官連携ポリシー、知的財産ポリシー、成果有体物取扱規程など、規則類の整備を行うとともに、これら規則類の見直しも行っていく。

#### (4) 技術移転

○平成17年から首都圏北部4大学とJSTとの共催による新技術説明会を年1回開催するとともに、平成19年から4大学の持ち回り新技術説明会を年4回の頻度で共催しており、継続していく。この他、埼玉りそな銀行共催での新技術説明会も継続していく。さらに、イノベーションジャパンなどの各種展示会にも積極的に出展を継続していく。

○「技術移転問題解決策検討会（仮称）」を地方自治体、各諸団体、県内外近隣公私立大学で検討し技術移転の具体策を検討する。

○大学承継の知財を知財シーズ集として発行し、企業に知財情報を提供していく他、工業所有権情報・研修館、知的財産総合支援センター埼玉、多摩TLOなどと連携して、大学知財を登録し、広く知財情報を提供していく。

### ②特色ある活動を行なうための「体制」に関すること。

○新地共センターに当面産学官連携推進部門、知的財産・技術移転推進部門の2部門を置き、それぞれにコーディネーターを配置する。また、学外の産学連携及び知財の専門家を客員教授として積極的に招へいしていく。

○産学交流協議会との協力関係を推進していく。

○首都圏北部4大学連合を通じて、広域的な産学連携・技術移転活動を推進していく。

○JSTなどの外部組織との連携を図っていく。

○目利き等産学官連携コーディネータなど、人員を充実し、広域ネットワーク化を図っていく。

### ③特色ある優れた産学官連携活動についての事業期間終了後の「将来像」に関すること。

○新地共センターを時代適合せせ、産学官連携と技術移転を進め、大学の知の移転を促進する。

○4大学による連携ネットワークを維持するとともに、他大学、県市町村等をネットワークに組み込むなど、連携ネットワークの拡充を行っていく。



## 6. 事業計画の年度別計画

### 〔事業内容〕

年 度	事業内容
平成20年度	<p>①目標</p> <p>1) 4大学連携の運営方針の策定 2) 新地共センターと首都圏北部4大学連合(4U)との連携基盤整備</p> <p>②事業内容</p> <p>1) 4大学産学官連携組織の立ち上げ 2) 4大学連合事業の主担当の「研究シーズ創出、展開、発信」実施方策の調査 3) 新地共センターの立ち上げ 4) 知的財産管理運営の基盤整備および目利き等産学官連携コーディネータの整備</p>
平成21年度	<p>①目標</p> <p>1) 4大学連携の運営基盤の確立 2) 新地共センターの運営基盤の確立</p> <p>②事業内容</p> <p>1) 「産学官連携研究会」の開始、以後最終年度まで継続して年1回実施 2) 作業部会「首都圏北部研究シーズ創出研究会(仮称)」委員会の設立 3) 新地共センターと埼玉大学地域共同研究センター産学交流協議会との連携強化 4) 既存の技術移転諸団体との連携模索および地方自治体との連携強化</p>
平成22年度	<p>①目標</p> <p>1) 「研究シーズ創出、展開、発信」事業の具体化 2) 新地共センターと県内各市、県内外近隣公私立大学との長期的連携方法の検討</p> <p>②事業内容</p> <p>1) 「首都圏北部研究シーズ創出研究会(仮称)」を年数回実施 2) 埼玉大学地域共同研究センター産学交流協議会の会員数増加策の検討 3) 地方自治体、地域企業、その他の団体と連携し、技術移転問題解決策の検討</p>
平成23年度	<p>①目標</p> <p>1) 「首都圏北部研究シーズ創出研究会(仮称)」を中心とした技術展開発信 2) 埼玉大学と地方自治体、県内外近隣公私立大学との連携強化</p> <p>②事業内容</p> <p>1) ものづくり、光学、自動車など各テーマのイノベーション推進案作成 2) 埼玉大学地域共同研究センター産学交流協議会を中心に情報発信「地域イノベーション支援共同研究」の拡大 3) 地域企業、地方自治体、県内外近隣公私立大学を活用した「技術移転問題解決策検討会(仮称)」の実施</p>
平成24年度	<p>①目標</p> <p>1) 得られた成果の社会への還元 2) 4大学連携事業の成果取りまとめおよび今後の展開方針の策定</p> <p>②事業内容</p> <p>1) 4大学が中心となり、国や県、JST、NEDO等へ研究シーズの具体化を提案し、地域イノベーションの具体案をコンソーシアムやクラスターとして実現 2) 地方自治体や地域企業と具体的に人事交流も含めた交流を開始 3) 埼玉大学と地方自治体、県内外近隣公私立大学、企業の連携の具体案作り、長期的技術移転方法の具体案を各団体に提案</p>

## 6. 事業計画の年度別計画

〔数値目標〕

### ①発明状況

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
発明届出件数	50件	55件	60件	65件	70件

### ②特許取得及び管理状況

特許権（国内）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
出願件数	40件	45件	50件	55件	57件
登録（権利化）件数	10件	12件	14件	16件	18件
保有件数	33件	45件	59件	75件	93件

### ③特許権（国内）のライセンス等収入

実施許諾・譲渡	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
件数	3件	4件	5件	6件	6件
件数（TLO経由）	0件	0件	0件	0件	0件
収入額	1,000千円	1,200千円	1,400千円	2,000千円	3,000千円
収入額（TLO経由）	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円

### ④共同研究（国内）受入実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
受入件数	87件	89件	92件	94件	97件
受入額	131,000千円	134,000千円	138,000千円	140,000千円	145,000千円

### ⑤受託研究（国内）受入実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
受入件数	38件	39件	40件	41件	42件
受入額	135,000千円	138,000千円	142,000千円	145,000千円	149,000千円

### ⑥その他特色ある知的財産活動

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
特許を基にした共同研究（全体件数に対する比率）	5%	5%	5%	5%	5%
中小企業との共同研究（全体件数に対する比率）	20%	20%	20%	20%	20%

#### ⑥-2 その他特色ある知的財産活動

産学交流協議会会員企業及び埼玉県内の新技術創出意欲の高い中小企業を訪問し、大学知財とのマッチング及び企業ニーズの調査を行なっていく。

## 7. 資金等計画

### ①総表

(単位：百万円)

		19年度(実績)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
大学等の総予算		13,712	13,037	12,975	12,914	12,853	12,793
産学官連携戦略全体金額		48	52	52	52	53	54
産学官連携経費割合		0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
事業計画分		7	12	12	12	12	12
補助・支援事業 ・JST「特許出願支援制度		10	10	10	10	10	10
自己負担分 (財源)	間接経費等	9	9	9	9	9	9
	実施料等収入	2	1	1	1	2	3
	その他	22	22	22	22	22	22
	計	33	32	32	32	33	34
	(うち国内出願等経費)	11	10	10	10	10	10
	(うち外国出願等経費)	10	10	10	10	10	10
	負担割合	68.8%	61.5%	61.5%	61.5%	62.3%	63.0%

### ②その他（産学官連携人材の派遣・配置）

(単位：人)

	19年度(実績)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
産学官連携コーディネータ「目利き・制度間つなぎ」担当	0	1	1	1	1	1

## 7. 資金等計画

### ③ 20年度事業計画の経費内訳

(単位：千円)

平成20年度（7月から翌年3月まで。）			
費目	種別	委託費の額	備考（消費税対象額を記載）
人件費	技術移転コーディネーター	6,200	
	補助者	1,300	
	社会保険料事業主負担分	800	
	計	8,300	(7,990)
業務実施費	消耗品	500	
	国内旅費	400	
	諸謝金	200	
	会議開催費	100	
	印刷製本費	600	
	消費税相当額	400	
	計	2,200	
一般管理費		1,050	
合計		11,550	

## 8. 戦略達成のための体制

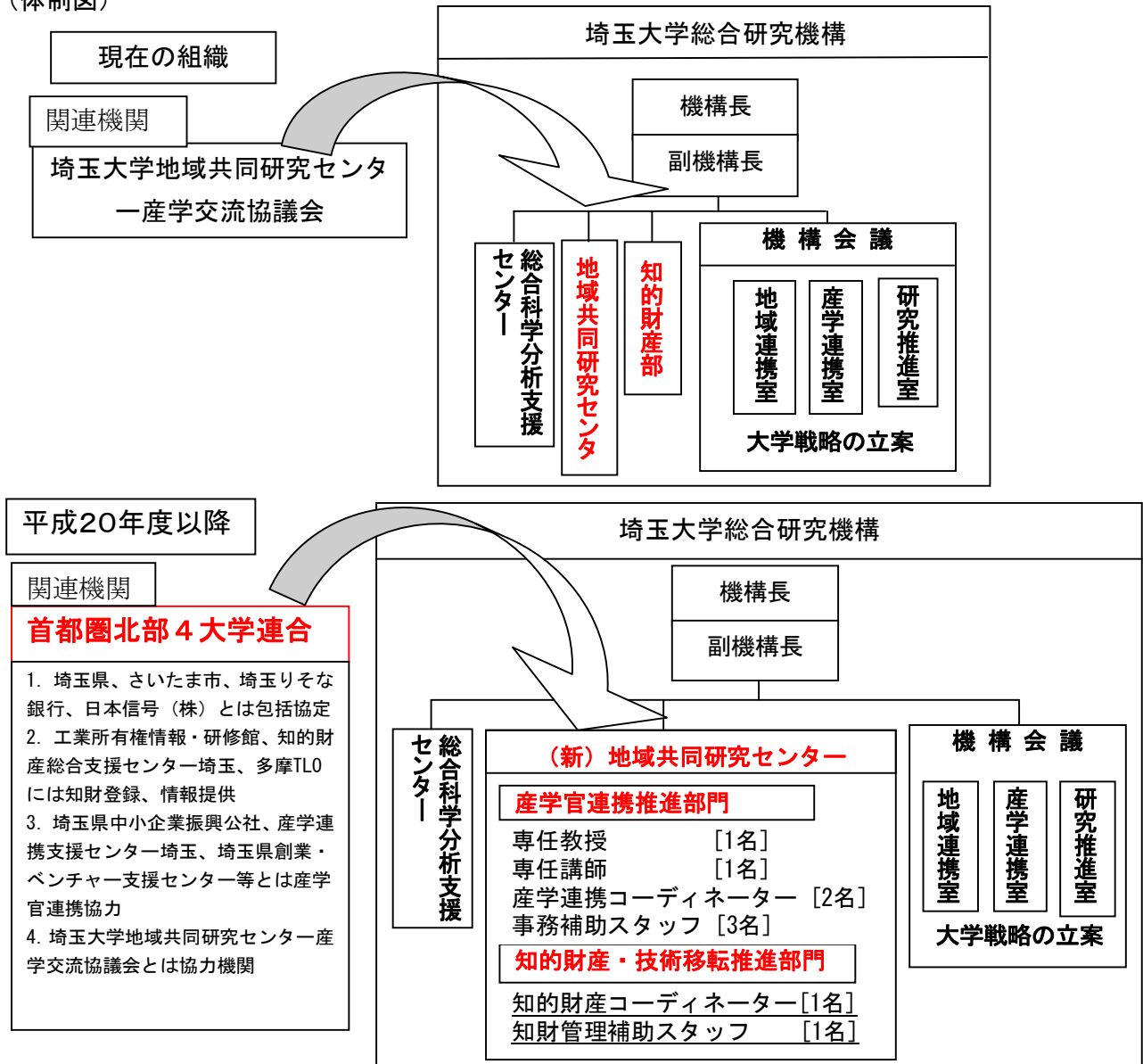
### 〔応募機関の体制図〕

応募機関における産学官連携組織の責任者

氏名：中山重蔵

役職：研究担当理事・副学長、総合研究機構長

(体制図)



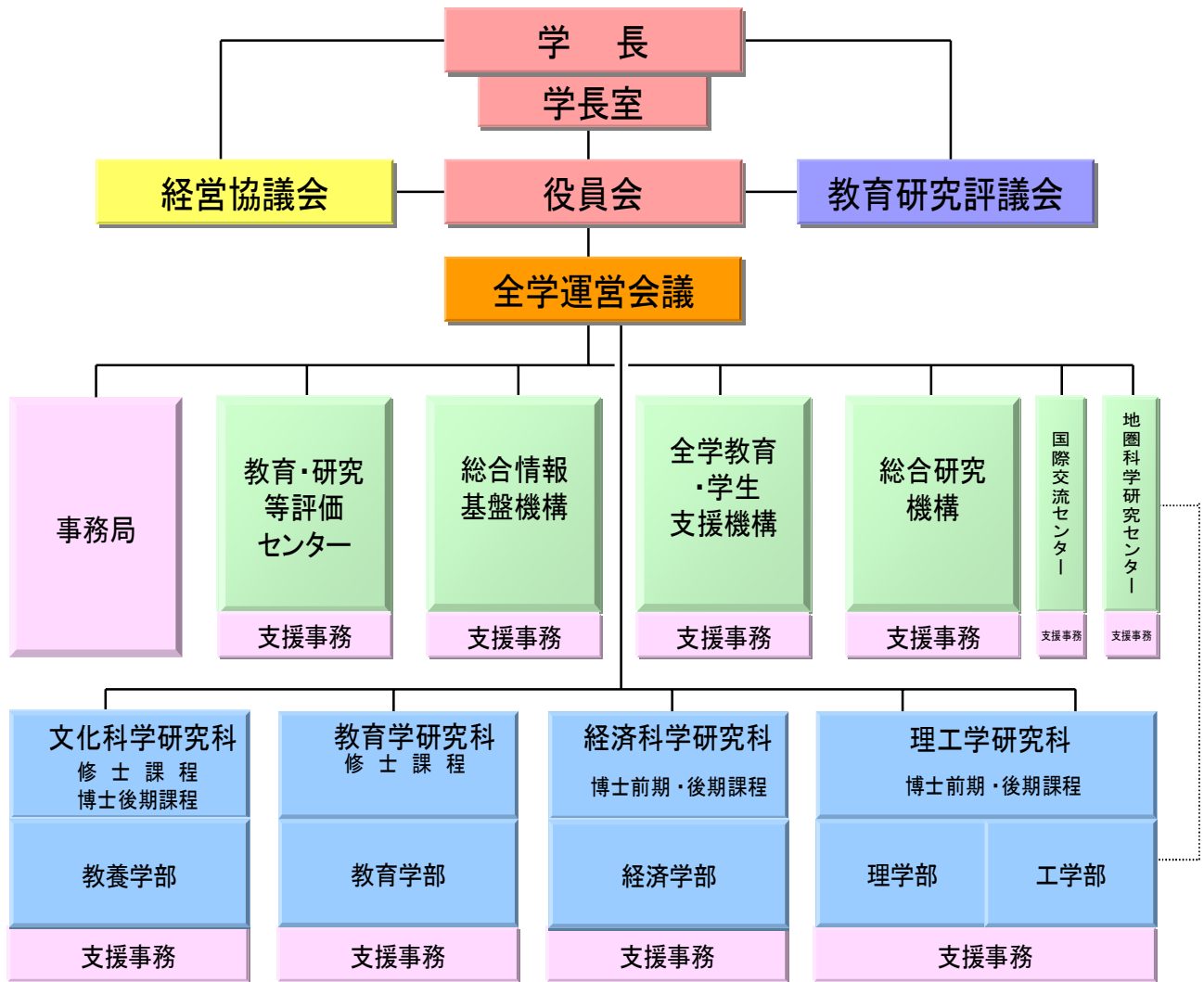
#### ・連携機関の役割分担

- 群馬大学は首都圏北部4大学連合の事務局。埼玉大学は、分科会Ⅱの研究シーズ創出を担い、産学官連携研究会を執り行う。産学官連携研究会においては、各大学の特色を生かした研究会を提案して、研究シーズの創出・展開・発信に努め、技術移転を促進する。
- 埼玉大学地域共同研究センター一産学交流協議会は協力機関、埼玉県、さいたま市、埼玉りそな銀行、日本信号(株)とは包括協定等。工業所有権情報・研修館、知的財産総合支援センター埼玉、多摩TLOには知財登録、情報提供の協力。埼玉県中小企業振興公社、産学連携支援センター埼玉、埼玉県創業・ベンチャー支援センター等は産学官連携協力予定。

## 9. 機関の概要

①本部所在地：さいたま市桜区下大久保255

②機関の組織の概略：5学部、4大学院研究科、全学教育・学生支援機構、総合研究機構、総合情報基盤機構、教育・研究等評価センター、国際交流センター、地圏科学研究センター、学内共同研究施設等



③学部等・教員数：

学部等名	教 員 数					キャンパスの所在地
	教 授	准教授	講 師	助 教	助 手	
教養学部	42名	14名	0名	2名	0名	さいたま市桜区下大久保
教育学部	63名	46名	4名	0名	0名	〃
経済学部	33名	17名	2名	1名	2名	〃
理工学研究科	88名	66名	12名	42名	2名	〃
企画室	2名	0名	0名	0名	0名	〃
教育実践総合センター	4名	1名	0名	0名	0名	〃
英語教育センター	3名	0名	3名	0名	0名	〃
保健センター	1名	1名	0名	0名	0名	〃
科学分析支援センター	0名	2名	2名	1名	0名	〃
地域共同研究センター	1名	0名	0名	0名	0名	〃
情報メディアセンター	1名	2名	0名	0名	0名	〃
国際交流センター	3名	3名	0名	0名	0名	〃
地圏科学研究センター	4名	2名	0名	0名	0名	〃
	計245名	計154名	計23名	計46名	計4名	合計 472名

④キャッシュフロー計算書又は資金収支計算書（平成18年度）：

キャッシュフロー計算書  
（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

（単位：円）

<b>I</b>	<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
	原材料、商品又はサービスの購入による支出		△ 2,137,630,248
	人件費支出		△ 9,132,185,051
	その他の業務支出		△ 558,787,965
	運営費交付金収入		6,931,148,000
	授業料収入		4,239,799,685
	入学金収入		640,352,200
	検定料収入		162,990,900
	受託研究等収入		246,387,465
	受託事業等収入		50,694,627
	補助金等収入		20,979,000
	寄附金収入		317,094,663
	科学研究費補助金等預り金増減		66,967,824
	公開講座等収入		3,421,050
	財産貸付料収入		46,482,026
	研究関連収入		56,933,000
	その他の収入		45,277,260
	<b>業務活動によるキャッシュ・フロー</b>		999,924,436
<b>II</b>	<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
	有価証券の取得による支出		△ 300,150,000
	有形固定資産の取得による支出		△ 793,670,378
	無形固定資産の取得による支出		△ 76,296,294
	投資その他資産の取得による支出		△ 24,122,000
	施設費による収入		723,799,000
	小計		△ 470,439,672
	利息の受取額		1,050,000
	<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		△ 469,389,672
<b>III</b>	<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
	リース債務償還額		△ 39,101,541
	小計		△ 39,101,541
	利息の支払額		△ 1,124,988
	<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		△ 40,226,529
<b>IV</b>	<b>資金増加額</b>		490,308,235
<b>V</b>	<b>資金期首残高</b>		2,683,496,749
<b>VI</b>	<b>資金期末残高</b>		3,173,804,984



10. 「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（平成15年7月知的財産戦略本部決定）への対応状況等について

①大学知的財産本部とTLOが連携し各種方針・ルールの方策等の機能強化を図る。

対応済  対応できていない

本学に、TLOが設置されていない。  
しかしながら、今後は、4県の広域で検討し、特に、県や県内諸団体、近隣の公私立大学なども含めた形での技術移転の方法を模索する。

②社会貢献が研究者の責務であることを大学等において明確に位置付ける。

対応済  対応できていない

知的財産ポリシーに明記されている。  
URLは  
<http://www.saitama-u.ac.jp/chizai/pollic.html>

③研究者の業績評価は研究論文等と並んで知的財産を重視する。

対応済  対応できていない

教員の業績調書に特許等の出願状況を記載する欄が設けられ、研究業績として評価対象となっている。

④透明性・公正性に配慮した評価システムを構築し学内に周知する。

対応済  対応できていない

教育・研究評価センターが評価システムを構築し、学内に公知している。  
教育・研究評価センターのURLは、  
<http://www.saitama-u.ac.jp/center/educational.html>

⑤発明に関する権利を承継し実施料収入を得た場合の発明者個人に還元すべき金額の支払ルールを明確化する。

対応済  対応できていない

国立大学法人埼玉大学職務発明規則第13～15条に明記されている。  
URLは、  
<http://www.saitama-u.ac.jp/chizai/from-etc/syokumuhatumeikisoku.pdf>

⑥各大学の創意工夫に基づく特色ある大学知的財産本部の整備・充実・強化を図る。

対応済  対応できていない

群馬大学と連携し、新しい形態の知的財産戦略本部を構築し、運用してきた。

⑦知的財産の創出・保護・活用に関する基本的考え方を確立する。

対応済  対応できていない

知的財産ポリシーとして制定されている。  
URLは  
<http://www.saitama-u.ac.jp/chizai/pollic.html>

⑧産学官連携と知的財産管理機能を集中し産業界からみた窓口の明確化を進める。

対応済  対応できていない

地域共同研究センター建物に地域共同研究センターと知的財産部が入り、一体化して作業を進めている。また、平成20年4月から、両組織が合体することが決定している。

⑨知的財産の機関一元管理を原則とした体制を整備する。

対応済  対応できていない

知的財産部において、知財の一元管理を行なっている。

⑩特許出願しない発明の研究者への還元や自らの発明を異動先で研究継続できるような柔軟な措置を講じる。

対応済  対応できていない

大学で承継しない発明については、発明者が独自に特許出願することが可能となっている。また、発明者は勤務先が異動しても発明に関わる研究の継続は保証されている。

⑪産学官連携ルール（営業秘密、共同研究による知的財産の帰属等）や契約書の雛形などを整備し外部に公表する。

■ 対応済      □ 対応できていない

地域共同研究センター及び知的財産部のホームページで公表されている。

⑫企業と大学等の協議結果を踏まえた共同・受託研究契約の締結ができるよう柔軟性を確保する。

■ 対応済      □ 対応できていない

企業と共同受託研究を実施するに際して十分な協議を行ない、両者の合意のもとに契約の締結を行なっている。

⑬起業する研究者の求めに応じた権利の移転や実施権の設定を可能とする柔軟なルールを整備する。

■ 対応済      □ 対応できていない

規則として明文化されていないが、起業する研究者の求めに対し、柔軟に対応している。

⑭研究マテリアルの移転条件や移転手続きを定めたルールの周知を図り、使用の円滑化を図る。

■ 対応済      □ 対応できていない

成果有体物取扱規程を制定している。

⑮発明者の明確化、共同研究成果の明確化等に資する研究ノートの記載・管理方法について研究・教育を実施し研究ノートの使用を奨励する。

■ 対応済      □ 対応できていない

日本技術者教育認定機構（JABEEE）の認定を受けている工学部の学科では、研究・実験ノートの使用を奨励しており、そのためのノートが大学生協に用意されている。

## 11. 現状に関するデータ

### ①発明状況

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
発明届出件数	24件	49件	59件	34件	45件

### ②特許取得及び管理状況

特許権（国内）	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
出願件数		31件	47件	34件	35件
登録（権利化）件数		2件	1件	4件	11件
保有件数		7件	8件	12件	23件

### ③特許権（国内）のライセンス等収入

実施許諾・譲渡	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
件数		0件	2件	2件	1件
件数（TLO経由）		0件	0件	0件	0件
収入額		0千円	100千円	200千円	1,730千円
収入額（TLO経由）		0千円	0千円	0千円	0千円

### ④共同研究（国内）受入実績

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
受入件数	71件	64件	82件	87件	84件
受入額	92,520千円	108,931千円	130,051千円	152,632千円	126,356千円

### ⑤受託研究（国内）受入実績

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
受入件数	24件	25件	28件	30件	37件
受入額	86,594千円	77,906千円	97,924千円	103,490千円	131,547千円

### ⑥その他特色ある知的財産活動

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
特許を基にした共同研究	2件 1,500千円	1件 500千円	8件 26,560千円	4件 4,160千円	5件 5,000千円
中小企業との共同研究	31件 26,914千円	24件 17,682千円	33件 33,468千円	30件 29,339千円	34件 32,517千円